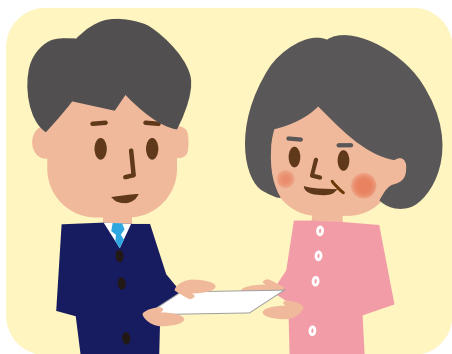


# 単位民児協を支える人々のための ハンドブック

—民生委員児童委員協議会を  
より活動しやすくするために—



# はじめに

民生委員・児童委員(以下、「民生委員」という。)は、医療や介護、子育ての不安など様々な相談に応じる地域住民に一番身近な相談相手です。支援を必要としている人を行政や専門機関へつなぐ「橋渡し役」として、その活動は県民福祉の増進に大きく貢献しています。

一方、社会情勢や経済情勢の変化により、子どもの貧困をはじめ経済的困窮、虐待、孤立など多様で複雑な課題が顕在化・深刻化し、それらの課題への対応が求められるなど、民生委員の負担が高まっています。

このため、沖縄県では、平成29年度より民生委員の組織的活動の基盤である単位民生委員児童委員協議会(以下「単位民児協」という。)を支援し、民生委員が活動しやすい環境を整備することなどを目的とする民生委員活動活性化事業を実施しています。

同事業では、民生委員及び単位民児協を対象に実施したアンケート調査結果で明らかになった課題を踏まえ、県内7か所の単位民児協をモデル地区に指定し、支援コーディネーターの派遣による地域の特性に即した支援活動を展開してきました。

同事業におけるモデル地区支援では、相談支援活動のヒントになる小冊子の作成による民生委員の資質向上、単位民児協の再編による定例会の機能強化、専門機関との連携による地域課題の整理や各相談機関へのスムーズな“つなぎ”といった成果が表れ始めているものの、残された課題もあります。

とりわけ、同事業における取組・成果を他の単位民児協へ波及させていくことが重要であり、そのためのツールとして本ハンドブックを作成しました。

本ハンドブックが、皆様の日頃の活動の一助になれば幸いです。

# 目次

■ はじめに	1
■ 目次	2
■ ハンドブックの使い方	3
■ ハンドブック編集委員からのメッセージ	4
■ 民生委員活動を支えよう！—ハンドブックのねらい—	5
■ 沖縄県の民生委員の現状	6
■ 民生委員が活動しやすい環境づくりのために	8
■ 単位民児協を支えるために有効な力	10
■ 民生委員が活動しやすい環境づくりのためのQ&A	12
■ 課題解決に向けた取組事例	
<b>ステップ1,2</b>	
・民生委員活動の悩みを共有しよう ↳ 課題解決の取組主体を探る、民生委員の声から考えるカードワーク	14
<b>ステップ3</b>	
・定例会の役割を知ろう ↳ 協議機能を高めるための望ましい定例会の姿と改善策の検討	16
・定例会を活発に話し合える場にしよう ↳ 定例会を活用した30分でできる事例学習	18
・部会の活動を活発にしよう ↳ 地域の特性にあわせた民生委員活動を部会で企画する	20
・人材育成のしくみづくり ↳ 人材育成につながる相談支援活動のヒントになる小冊子の作成	22
・民生委員の基本的な役割を学ぼう ↳ 民生委員の基本的役割と歴史を知る	26
・地域の実情を把握しよう ↳ 地域の実態を把握するための子どもを取巻く環境の見える化と共有	28
・地域づくりのために、関係機関とのつながりを考える ↳ 「顔の見える関係づくり」により 情報のやり取りができる関係機関との連携のしくみづくり	30
・単位民児協事務局の役割を知ろう ↳ 単位民児協がより機能するための事務局業務の整理と分担	32
・個人情報の円滑な取扱いに向けて	34
■ ハンドブックを活用して地域版の活動強化方策をつくりましょう	38
■ 単位民児協を支える人々へ	40
■ 参考資料	42

# ハンドブックの使い方

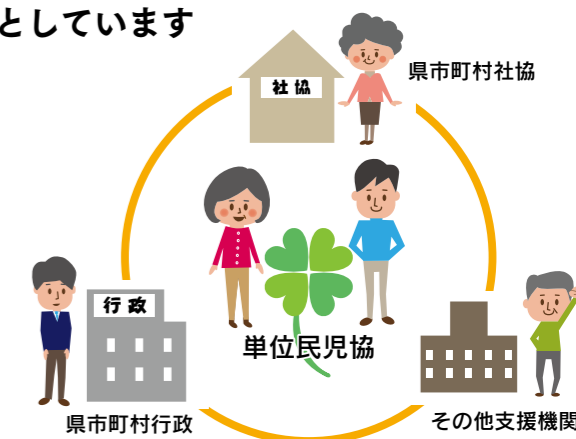
## 対象

### 単位民児協を支える人々とは

このハンドブックは「単位民児協を支える人々」を対象としています

「単位民児協を支える人々」とは、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを行うという共通の目標を共有している方々です。

具体的には、単位民児協のなかの委員・役員や事務局、また外部の支える人々として県、市町村行政の民生委員担当者、県民児協、県社協、自治会長等、民生委員・児童委員と連携して地域福祉を推進する役割を担っている方々を想定しています。



### 地域にあわせて取組もう

民生委員・児童委員の活動は地域のみんで支えるものです。民生委員、行政関係機関等が、共に考え実践しましょう。それには、『対話』が大切です。民生委員・児童委員に求められる役割は、地域や時代によっても変化します。取組事例を参考に、まずは実践しながら、自分たちの地域に即した取組を工夫するとよいでしょう。

## 使い方

### ハンドブックのおすすめの使い方

大切なことは、単位民児協のみんで話し合い、考え、試行錯誤(ふりかえり)を繰り返しながらゆっくりと取組を進めることです。取組の結果も大事ですが、その過程自体が重要で、その後の宝となっていきます。

・P12～P13の民生委員活動をより良くするための『民生委員が活動しやすい環境づくりのためのQ&A』で、取組たいテーマを確認することができます。

・P14～P37の『課題解決に向けた取組事例』は、単位民児協全体で取組むことができます。取組たいことを明確にすることで、単位民児協の計画に組入れることもできます。

・研修としても活用できます。その際は、『課題解決に向けた取組事例』のページの手順を参考にするとよいでしょう。研修をする際は、該当ページをコピーしてお使いください。

### ことばの定義

ハンドブックでは、民生委員法第二十条に規定されている民生委員協議会(法定民児協)を「単位民児協」と表記します。

また、民生委員・児童委員のことを「民生委員」と表記します。

※民生委員の方々の所属・役職は令和元年11月現在のもの

## ハンドブック編集委員からのメッセージ

### 「単位民児協を支える人々のためのハンドブック」の 活用に期待を

沖縄県民生委員児童委員協議会  
会長 藏當 博文

平成29年度より沖縄県の事業として「民生委員活動活性化事業」が立ち上がり、事業検討委員会・専門部会と協議を重ねてまいりました。

この事業は、民生委員制度創設100周年及び沖縄県における第87回全国民生委員児童委員大会の開催の縁を受けての県のご配慮と、県21世紀ビジョンに位置づけられた民生委員活動の活性化を図るための施策の一環として実施されたものと受け止めています。

このハンドブックには、モデル地区を受けられた各単位民児協の課題とその解決に向けた取組がまとめられており、ハンドブックの活用を通して、県内各民生委員児童委員協議会の活動推進が図られ、「地方版活動強化方策」策定と連携してさらなる活動強化が進むことを願っています。

### ハンドブックを活用し、 民生委員・児童委員の活動を支えます

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会  
民生部 副部長 與儀 あき

本会では、THANKS(サンクス)運動として、「地域の人々が明るいネットワークを築き支え合う社会」づくりに取り組んでいます。住民の身近な相談者である民生委員・児童委員自身がその活動において課題を抱え、孤立することがないように、沖縄県社協においても本ハンドブックを活用し、単位民児協の活動を支える6つの視点を踏まえながら、県民児協や市町村民児協、単位民児協を支援していきたいと思っております。

## 民生委員活動を支えよう!!

### —ハンドブックのねらい—

#### ◆社会変化と民生委員の実情

この20年ほどで介護保険や障がい者の自立支援給付など多くの制度が生まれ、民生委員は多くのことを学んだ上で、多様な専門機関や事業所と連携する必要に迫られました。制度が出来れば必ずその狭間に陥る人が現れ、対象となる人たちが増えるだけでなく、相談内容も複雑化しています。一方で、民間ボランティアとして頑張る民生委員を支えるしくみは以前と大きく変わらず、取組としては変化に追いついていないのではないかと考えられます。

#### ◆単位民児協を支えるために有効な力

そんな今だからこそ、個々の民生委員の近くにいる単位民児協事務局、会長や役員、そして、行政や社協など民生委員と関わっている人たちが「まずどう動けばいいか」から考える必要があります。とりわけ、単位民児協事務局や役員が取組がカギを握っていると感じられます。そこで、このハンドブックでは、「単位民児協を支えるために有効な力」として、「単位民児協を支える人々」とは誰であるのか、そして、単位民児協事務局のカタチに合わせた取組の必要性を示し、支えるために有効な考え方・知識・技術を整理しました。

#### ◆民生委員と地域の関係機関の相互で支え合える民生委員活動

このハンドブックは単位民児協を支える人々向けに具体的な取組を示すことをねらいとしました。その取組内容は、県内の単位民児協がモデル事業で取組んだものを参考にまとめてあります。つまり、実際に行っているもので、すぐに参考となるものです。民生委員活動の悩みの共有の仕方、民生委員や定例会の役割を知ろう、部会の活動を活発にしよう、人材育成のしくみづくり、関係機関連携に向けた取組方法、単位民児協の事務局の役割、個人情報の円滑な取扱いに向けてといった、とても興味深い内容です。

本書を活用することで、民生委員と地域の関係機関の相互で支え合える民生委員活動ができることを期待しています。どこからでも関心のあるページからお読み下さい。そして、みなさんの取組事例を書き加えて、それぞれの単位民児協オリジナルのハンドブックにしていいただければ幸いです。

沖縄県民生委員活動活性化事業 事業検討委員会 座長  
沖縄大学福祉文化学科/地域研究所 所長

島村 聡



# 沖縄県の民生委員の現状

平成29年度に沖縄県内の民生委員及び単位民児協を対象として実施したアンケート調査から、沖縄県における民生委員と単位民児協の民生委員活動についての考え方、地域とのかかわりなど、沖縄県における民生委員のさまざまな現状が見えてきました。

## アンケートから見えてきた民生委員の活動実態

地域住民と共に暮らし活動することが、民生委員活動の特徴です。活動での苦労や悩みについては、「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」「支援に必要な情報が十分に得られない（個人情報など）」「予防や発見につながる情報が得られない」など、プライバシーや情報に関するものが上位になっています。

どれも一人ひとりの民生委員で対処できるものではなく、単位民児協という組織において取り組む内容といえます。

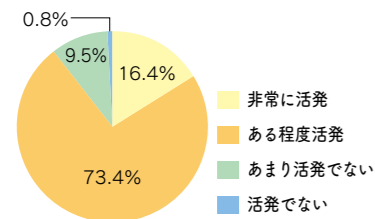
◆沖縄県における民生委員・児童委員活動での苦労や悩みの上位項目

項目	回答委員率
プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	60.3%
支援に必要な情報が十分に得られない（個人情報など）	45.9%
予防や発見につながる情報が得られない	29.9%
どこまで援助できるかなど、支援の範囲や方法がわからない	23.3%

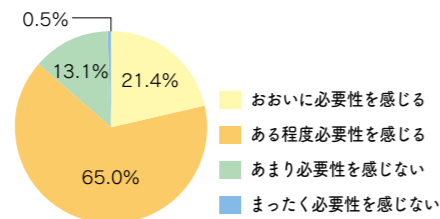
## 活発に取り組まれている民生委員活動

民生委員活動の現状に対する民生委員の認識では、「民生委員活動は活発」との回答が多数を占めました。その一方で、「民生委員活動を活性化させる必要性を感じている」とする回答も多数を占めています。これは今後、社会の変化に対応して民生委員活動も変化していくことの必要性を民生委員自身が感じている表れです。しかし、活動の活性化に取り組んでいる地域よりも、取り組んでいない地域の方が多く、今後、社会変化に応じて民生委員活動を活性化するためには、民生委員を支えるしくみの充実を図る必要があります。

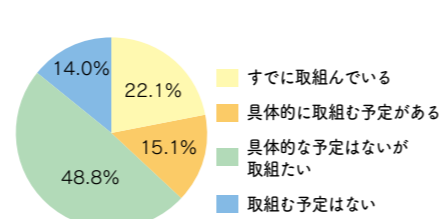
▼所属単位民児協における民生委員等の活動の活発度について



▼所属単位民児協における民生委員等の活動活性化の必要性について



▼民生委員・児童委員活動活性化への取組状況



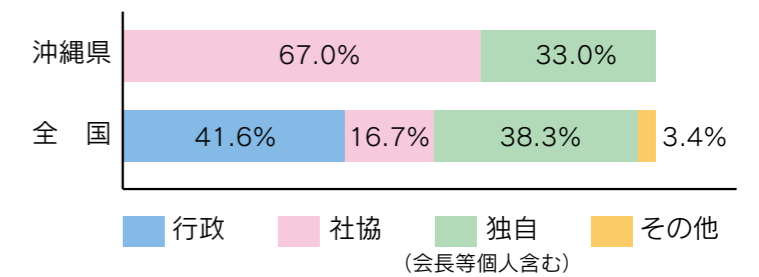
※沖縄県データは、『沖縄県「民生委員・児童委員の活動に関するアンケート調査」及び「単位民児協の活動に関するアンケート調査」(平成29年度実施)』による。

## 沖縄県における単位民児協の特徴

沖縄県には93の単位民児協があります。その運営を担っている事務局は、3分の2以上が社会福祉協議会(以下「社協」という。)に設置されており、行政に設置されている事務局がないことが沖縄県の特徴としてあげられます。

このため、沖縄県においては、行政との連携を意識して単位民児協を運営していく必要があります。

▼単位民児協事務局の状況



## 地域の組織・団体などとの連携の状況

民生委員が地域住民を見守り支えるためには、関係機関との連携・協力を進める必要があります。地域の組織や団体などとの連携状況では、市町村社協との連携が最も強くなっています。このほか連携が強いのは、自治会、地域包括支援センター、小学校、市町村役場、中学校となっています。また、地域には生活困窮者自立支援事業所等の新たな専門機関が設置されていることから、住民の抱えている課題に応じて、これらの機関との連携を強めることが求められます。

◆地域の組織・団体などとの連携の状況

社会資源名	連携状況		
	強い	弱い	連携なし等
市町村社協	79.4%	18.7%	1.9%
自治会	60.3%	32.1%	7.5%
地域包括支援センター	51.0%	38.0%	11.0%
小学校	49.3%	42.2%	8.5%
市町村役場	45.4%	45.3%	9.3%
中学校	41.8%	44.9%	13.3%
ボランティア団体	23.1%	39.3%	37.6%
幼稚園	22.1%	42.9%	35.0%
警察	20.2%	39.6%	40.1%
保育園(所)	20.2%	42.0%	37.8%
福祉事務所	19.1%	37.2%	43.7%
在宅介護支援センター	16.3%	42.1%	41.5%
子供の貧困対策支援事業	14.6%	40.4%	44.9%
消防	14.0%	36.1%	49.9%
生活困窮者自立支援事業所	11.3%	38.0%	50.7%
その他の福祉施設	10.0%	36.2%	53.8%
医療機関	9.3%	32.1%	58.6%
児童相談所	7.9%	36.2%	55.8%
保健所	6.9%	33.1%	60.0%
高等学校	6.0%	33.8%	60.2%
女性相談所	4.0%	29.8%	66.3%
ハローワーク	2.9%	24.4%	72.7%

## 民生委員が活動しやすくするために

今、民生委員の活動活性化に取り組むことが、将来の地域づくり・地域福祉の備えとなります。民生委員が活動しやすくするためには、民生委員を支えるしくみとしての単位民児協の充実が必要です。それには、地域全体で民生委員の活動環境の整備と負担軽減について、どのような視点を持って取り組むかが大切になります。

# 民生委員が活動しやすい環境づくりのために

## 民生委員の活動をしやすくするために6つの視点で取り組む

平成29年度に民生委員及び単位民児協を対象として実施したアンケート調査の結果から見えてきた課題を踏まえ、民生委員活動のやりがいを高め、負担軽減を図りながら、民生委員に期待される社会的な役割の変化に対応していくための“6つの視点”を提案します。

### ◆民生委員の活動をしやすくするための6つの視点

**視点1** 人材育成に向けた研修・交流会等の充実  
一人ひとりの民生委員がやりがいを感じて活動しているか、知識や技術が不足して悩んでいないかなどに配慮する。

**視点2** 地域における民生委員の役割の整理と明確化  
求められる役割が地域によって様々で、時代によって変化することを踏まえ、住民や専門機関の意見も聞きながら整理・明確化する。

**視点3** 専門機関との連携強化  
地域にとって必要な専門機関が何でどこにあるか、連携状況がどうなっているか把握し、今後の連携を考える。

**視点4** 広報・普及啓発活動の充実  
誰に何を知ってもらえば民生委員活動がしやすくなるかを考える。特に住民向けと専門機関向けの広報・普及啓発活動は分けて考える。

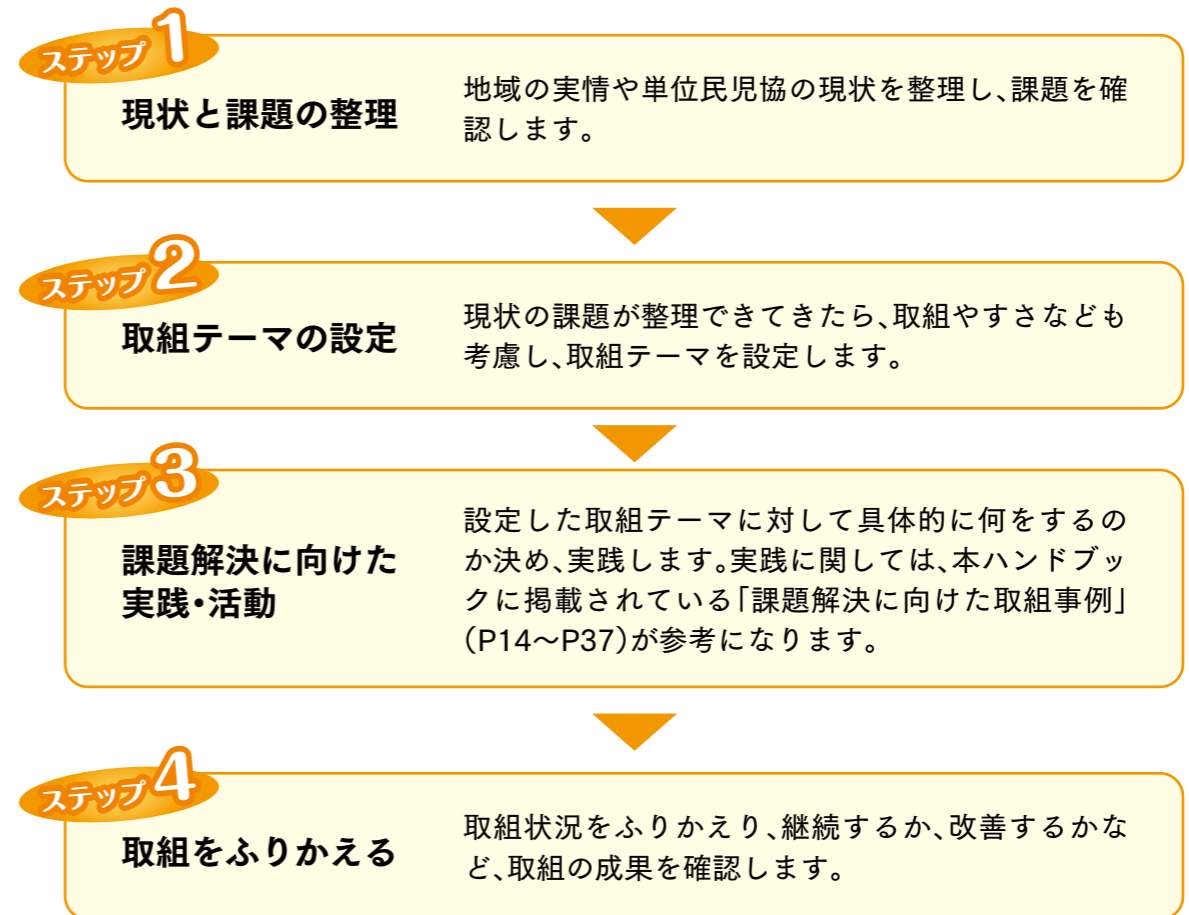
**視点5** 事務局機能の強化  
単位民児協を運営する重要な機能。省くことができる仕事がないか、役割分担が適切かなどの観点から常に見直す。

**視点6** 個人情報の取扱いルールの確立  
一人ひとりの民生委員が個人情報を適切に取扱えるようにする。必要な情報は何か見極めたうえで関係機関との共有を図る。

## 単位民児協内で環境づくりを進めるための4つのステップ

単位民児協内で民生委員が活動しやすい環境づくりを進めるためには、1人で取り組むのではなく、単位民児協に所属する民生委員全員で取り組むことが重要です。民生委員一人ひとりの声を引き出し、対話を重ねることで自発的で自主的な取組を進めることができます。4つのステップに沿って、単位民児協内の環境づくりを進めましょう。

### ◆環境づくりを進めるための4つのステップ



4つのステップで取組を進めることにより、地域の実情に応じた民生委員活動を行うことができたり、地域の課題解決を促すことができます。また、その取組について単位民児協内でふりかえりを行ったり、地域の関係機関と一緒にふりかえることで、その成果を確認し、次の取組へとつなげていきます。

ステップ3の「課題解決に向けた実践・活動」は、6つの視点から単位民児協で取組やすい内容を選び、取組むことで、より民生委員が活動しやすい環境づくりを進めることができます。

ステップ1の「現状と課題の整理」は、地域版活動強化方策の策定においても重要視されています。「民生委員制度創設100周年活動強化方策推進の手引き」の「ワークシートA」や「ワークシートB」を参考に取組んでください。なお、ハンドブックと地域版活動強化方策の関係性については、P38～P39の「ハンドブックを活用して地域版の活動強化方策をつくりましょう」に記載しています。

# 単位民児協を支えるために有効な力

単位民児協内で一人ひとりの民生委員の主体的な関わりを得ながら民生委員が活動しやすい環境づくりを進めていくためには、単位民児協の運営を支える人々の役割が重要になってきます。

ここでは、単位民児協を支える人々にとって有効な力について整理しました。

## 支えるために有効な考え方・知識・技術

単位民児協を支えるために適切な「考え方(マインド)」を持つことで、必要な「知識(ナレッジ)」を獲得し、その知識を自らの「技術(スキル)」に落とし込み、実践することが有効であることが、単位民児協への支援活動を通して見えてきました。

単位民児協を支えるための <b>考え方</b>	<p><b>尊重する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位民児協が民生委員一人ひとりの声を大切にしながら、意思決定し、問題解決に取り組むことを支える</li> </ul> <p><b>力を育む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位民児協の問題解決力や主体性を育む関わり</li> </ul> <p><b>つなぎ手</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、外部の人材をつなぐ、つなぎ手としての関わり</li> </ul>
単位民児協を支えるための <b>知識</b>	<p><b>制度・歴史の理解</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員活動を規定する法制度(民生委員法、児童福祉法等)の理解</li> <li>100年の歴史、民生委員信条、活動強化方策など、これまで民生委員が積み重ねてきた歴史や知見の理解</li> </ul> <p><b>沖縄県の特性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沖縄県の民生委員活動の歴史や現状・課題についての理解</li> </ul> <p><b>社会環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員活動を取巻く、様々な社会環境の変化や関連法制度等の理解</li> </ul>
単位民児協を支えるための <b>技術</b>	<p><b>伴走支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位民児協としての課題整理、目標設定、意思決定、課題解決に向けた取組を促し、サポートする ⇒「聴く」、「尋ねる」、「促す」、「待つ」、「寄添う」</li> </ul> <p><b>情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>判断や取組に必要な情報を提供する</li> </ul> <p><b>話し合いの進行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員、事務局、委員による話し合いにおける整理・進行をサポートする</li> </ul> <p><b>研修・支援プログラム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じた研修プログラム、ツールの提供や外部人材のコーディネート</li> </ul>

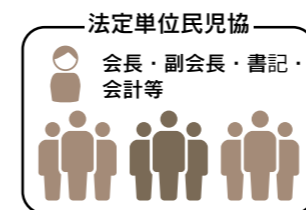
## 単位民児協の組織の“カタチ”と事務局に合わせた取組

“民生委員児童委員協議会”は、民生委員法第二十条に規定された法定の協議会(法定民児協)です。人口・世帯の規模によって、1つの自治体(市町村)に複数の単位民児協がある場合もあれば、町村においては1つの単位民児協という場合もあります。

また、沖縄県での単位民児協の事務局は、行政は担っておらず、約7割の単位民児協で社協が担い、約3割の単位民児協では独自に設置しています。事務局の業務形態も、有給で行っているところと、民生委員自身がボランティアで行っているところがあります。

単位民児協のあり方は多様であり、その“カタチ”に合わせた取組が重要になります。

	1自治体に複数の単位民児協	1自治体に1つの単位民児協
事務局	<p>〇〇市・町・村 民生委員児童委員連合会 事務局</p> <p>第一民児協 第二民児協 …… 第〇民児協</p> <p>事務局 事務局 …… 事務局</p> <p>連合: 民児協独自又は社協内に事務局を置く場合が見られる 単位民児協: 役員や社協の民児協担当者・担当地区のコミュニティソーシャルワーカーが事務局機能を果たしている場合が見られる</p>	<p>〇〇町・村 民児協 事務局</p> <p>ひとつの民児協</p> <p>単位民児協と自治体区域が一致する町村自治体において、単一民児協の場合は、社協が事務局を担っている</p>
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ自治体区域内であっても、各単位民児協の状況は異なるため、単位民児協ごとの課題設定と目標設定</li> <li>連合事務局と単位民児協事務局を担っている主体と役割を確認し、それぞれの役割にあった取組方策の検討</li> <li>取組のプロセスや成果の単位民児協間での共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位民児協役員と事務局を担う社協職員との密な連携を重視した取組</li> <li>※構成する民生委員が10人以下の単位民児協では、人数が少ないため、組織を支えるという働きかけは難しくなりますが、前ページの単位民児協を支えるための「考え方」「知識」を生かすことができれば、小規模な単位民児協ならではの地域連携は取組やすいといえます</li> </ul>



民生委員法 第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

# 民生委員が活動しやすい環境づくりのためのQ&A

## ～あなたの単位民児協でこんなことはありませんか？～

民生委員が活動しやすくするために単位民児協を支える皆さん(「単位民児協を支える人々とは」P3)が確認するページです。

各項目は「民生委員が活動しやすい環境づくりのために」(P8)に記載されている6つの視点に関連する民生委員の声と活動をサポートする取組例です。単位民児協の活動のなかで、課題となっていることやこれから取組みたいテーマについて、できることから始めましょう！

- 📌 **視点1** 人材育成に向けた研修・交流会等の充実
- 📌 **視点2** 地域における民生委員の役割の整理と明確化
- 📌 **視点3** 専門機関との連携強化
- 📌 **視点4** 広報・普及啓発活動の充実
- 📌 **視点5** 事務局機能の強化
- 📌 **視点6** 個人情報の取扱いルール の 確立

### 民生委員活動の悩みを共有しよう

**Q1**

民生委員活動における悩みを共有したい

**Q2**

定例会で課題解決に向けた意見交換の場をつくりたい

**A**

**14**ページへ

📌 **視点1、5**

【課題解決の取組主体を探る、民生委員の声から考えるカードワーク】

### 定例会の役割を知ろう

**Q3**

情報共有で終わってしまう定例会をもっと充実させたい

**Q4**

自分たちにあった定例会の持ち方を考えたい

**A**

**16**ページへ

📌 **視点1、5**

【協議機能を高めるための望ましい定例会の姿と改善策の検討】

### 定例会を活発に話し合える場にしよう

**Q5**

もっと知識を身につけたい、活動のポイントを知りたい

**Q6**

定例会を、民生委員同士が活発に話し合い、支え合う場にしたい

**A**

**18**ページへ

📌 **視点1、2、3、6**

【定例会を活用した30分でできる事例学習】

### 部会の活動を活発にしよう

**Q7**

地域の困りごとを知り、地域の特性を踏まえて、民生委員活動に取組みたい

**Q8**

部会の活動を活発にしたい

**A**

**20**ページへ

📌 **視点3、5**

【地域の特性にあわせた民生委員活動を部会で企画する】

### 人材育成のしくみづくり

**Q9**

民生委員としてどこまで支援していいのかわからない

**Q10**

新任民生委員の育成に取組みたい

**A**

**22**ページへ

📌 **視点1、2、3、4**

【人材育成につながる相談支援活動のヒントになる小冊子の作成】

### 民生委員の基本的な役割を学ぼう

**Q11**

民生委員活動の成り立ちや歩みを知りたい

**Q12**

民生委員の活動の意義を再確認したい

**A**

**26**ページへ

📌 **視点1**

【民生委員の基本的役割と歴史を知る】

### 地域の実情を把握しよう

**Q13**

地域の子どもを取巻く環境について知りたい

**Q14**

児童委員として何ができるのかみんなて話し合いたい

**A**

**28**ページへ

📌 **視点2、3**

【地域の実態を把握するための子どもを取巻く環境の見える化と共有】

### 地域づくりのために、関係機関とのつながりを考える

**Q15**

地域の関係機関との連携に向けた取組方法を知りたい

**Q16**

地域の関係機関と情報共有がスムーズにできる方法を知りたい

**A**

**30**ページへ

📌 **視点1、2、3、5**

【「顔の見える関係づくり」により情報のやり取りができる関係機関との連携のしくみづくり】

### 単位民児協事務局の役割を知ろう

**Q17**

事務局業務の負担が集中しているので分担したい

**Q18**

事務局の仕事を知ってほしい

**A**

**32**ページへ

📌 **視点1、5**

【単位民児協がより機能するための事務局業務の整理と分担】

### 個人情報の円滑な取扱いに向けて

**Q19**

個人情報の取扱いについて学びたい

**Q20**

関係機関と個人情報共有に向けた取組方法を知りたい

**A**

**34**ページへ

📌 **視点1、6**

【個人情報の円滑な取扱いに向けて】



民生委員を取巻く環境は日々変化し、そのなかで民生委員に求められることも大きく変化しています。「民生委員の声カード」を活用し、民生委員活動のなかで抱えている悩みや地域課題を整理、共有し、民生委員として今後取組む内容について検討しましょう。

※「民生委員の声カード」は、平成29年度沖縄県民生委員活動活性化事業で行われた県内民生委員アンケート調査で寄せられた声をもとに作成されたものです



## 取組内容

### 課題解決の取組主体を探る、 民生委員の声から考えるカードワーク

- ねらい**
- ① 民生委員の悩みや生の声を共有する
  - ② 民生委員や単位民児協が主体となって課題解決に取組む内容について検討する

#### 取組む上でのポイント



- カードを使って検討するには60分程度の時間が必要です。定例会等において検討する時間を確保しましょう
- 民生委員の経験年数や立場によって、抱えている悩みは異なります。お互いの話を傾聴し、一人ひとりの意見を丁寧に受け止め、批判や否定をしないなど、安心な場づくりに配慮しましょう

確認・準備

### 手順1 カードワークの準備をしよう

- ・「民生委員の声カード」を活用したカードワークを行う場(定例会や部会等)を検討し決めます
- ・「民生委員の声カード」、「模造紙」、「水性マジック」

### 手順2 「民生委員の声カード」を使った実践

- ・定例会で、5～6名のグループに分かれ、各グループにカード、模造紙、水性マジックを配布します
- ・模造紙に課題を分類できるように作表します

解決に向けて取組む主体	課題が生まれているエリア	単位民児協域	市町村域 (複数民児協の場合)	沖縄県域
民生委員・児童委員(個々)				
民生委員児童委員協議会(事務局を含む)				
事務局(事務局受託団体)				
自治体・学校・教育委員会・福祉事業所等(関係機関)				
福祉行政(県・市町村の民児協担当)				

当日

- ・カードを読み上げ、課題を共有し、その要因を考えながら、「課題が生まれているエリア」と「解決に向けて取組む主体」を検討し、カードを模造紙に配置します
- ・各課題について、今後、各民生委員、単位民児協でできる対応・対策や他機関への働きかけについて意見交換します
- ・各グループで話し合った内容を発表し、全体で共有します

その後

### 手順3 発表された意見を生かそう

- ・次の役員会や定例会において、各グループで出された「民生委員、単位民児協でできる対応・対策や感想」について共有し、今後の活動にどのように生かすことができるか、検討しましょう
- ・出された意見のすべてに取組むことは難しいので、すぐ取組めること、長期的に取組むこと、重要なことなど、取組む優先順位をつけると、取組やすくなります

「民生委員の声カード」データは以下のサイトからダウンロードしてください。

▼沖縄県民生委員活動活性化事業／沖縄県  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi/chii/minkatu.html>

#### 【民生委員の声カード】一部紹介

福祉施策が目まぐるしく変化し、行政・社協・民生委員の共通した認識を持っていないまま施策や事業が展開されている。

民生委員はある程度の相談援助機能が必要とされ、スキルアップが必要。しかし研修機会が少ない。

コミュニティソーシャルワーカーや生活支援相談員、スクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携が図られていない。

定例会は事務局からの連絡事項で終わってしまい、議論や協議がない。情報交換の域を越えられない。課題解決力が低い。

## モデル地区での取組 南風原町第二民児協

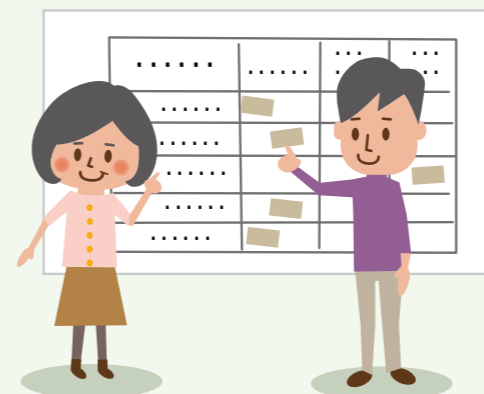
### 民生委員の「声」から考える単位民児協活動

**課題** 各民生委員の抱える課題を共有、検討する場がない

**取組** 「民生委員の声カード」を活用し、民生委員活動における悩みを共有し、課題解決に向けた意見交換を行う



平成30年8月  
定例会にてカードワークを実践



南風原町第二民児協  
会長 翁長 彰

カードワークで民生委員・児童委員の抱えている多くの問題点を共有できた。抱えている様々な悩みを解決するため、単位民児協、福祉行政、教育行政の協力が必要である。

定例会は、毎月、民生委員が顔を合わせて、情報共有や意見交換をする貴重な時間ですが、単位民児協ごとに進め方や資料の内容などは様々です。そのため、定例会の持ち方や進め方について悩まれることも多いようです。

情報共有で終わってしまう定例会をもっと充実させたい



自分たちにあった定例会の持ち方を考えたい

## 取組内容

### 協議機能を高めるための望ましい定例会の姿と改善策の検討

ねらい

- ① 民生委員一人ひとりが発言できる定例会
- ② 報告の時間を短くし、事例等の検討ができる時間を確保する
- ③ 定例会がどこも同じではないと認識し、自分たちの強みを生かした定例会の運営

### 取組む上でのポイント



- 単位民児協の役割を理解した上で、その役割を果たすための定例会であることの認識が重要です
- 各民生委員の経験年数や立場によって、定例会に期待していることは異なります。一人ひとりの意見を丁寧に受け止めましょう

確認・準備

### 手順1 定例会の役割を確認しよう

- ・民生委員法第二十四条や単位民児協運営の手引きを参考に、単位民児協が果たすべき任務と定例会の役割を確認しましょう

▼P45 民生委員法第二十四条 民生委員協議会の任務  
▼単位民児協運営の手引き(全民児連) 定例会(協議会)の意義

当日

### 手順2 今の定例会についての意見を聞く

- ・定例会で、3~4名のグループに分かれます
- ・一人ひとり、A4用紙に今の定例会の「良いところ」「変えたいところ」を書き出します
- ・書き出した内容をグループ内で発表し、どこが「良いところ」か、なにを「変えたい」か意見交換します
- ・グループごとに発表し、全体で共有します

全体では意見を出しづらくても、個人やグループになると意見が出やすくなります。また、紙に書き出すことで、どのような意見が出たのか、共有しやすくなります

その後

### 手順3 各民生委員の意見を整理

- ・「良いところ」「変えたいところ」に関する意見を整理し、次の定例会で発表します
- ・(意見の整理例)報告事項・協議事項など議題の設定、時間配分、資料のあり方、机の配置、合同定例会の持ち方等

### 手順4 望ましい定例会に向けたアクション

- ・「すぐ取組めること」、「長期的に取組むこと」、「重要なこと」などの項目に分け、具体的な改善策を決め、実践しましょう



## モデル地区での取組 南風原町第二民児協

### 協議機能を高めるための定例会の機能改善と強化

**課題** 単位民児協として協議すべきことが定例会で十分に協議できていない

**取組** 民生委員一人ひとりが望む定例会のあり方について意見を出し合い、改善アクションにつなげる



平成30年11月  
グループでの話し合いの様子

### 望ましい定例会に向けたアクション

#### 【望ましい定例会の姿】

- ・時間を有効に使い、民生委員同士の協議の時間を確保する
- ・各地区(字)の状況が見える定例会
- ・学び合い、成長できる定例会

#### 【アクション】

- ・報告事項(行政・社協)、県や町の研修会・講演会等の案内は10分間で報告する
- ・上記の研修会等への参加確認は休憩時間に行う
- ・新聞等で話題になったこと、気になったことを共有する時間をとる
- ・担当地域における事例の報告及び検討会の実施
- ・各字でのミニデイサービス等の現状の共有
- ・全民児連が発行している「民生委員・児童委員のひろば」や「単位民児協会長のための情報誌view」を活用した勉強会の開催
- ・行政への意見具申の有無や内容についての確認・協議



南風原町第二民児協  
会長 翁長 彰

定例会において、「情報交換し話し合う場」や「研修の場」を設けることにより、民生委員・児童委員の役割の理解を深めるとともに、それぞれが活動しやすい体制をつくる必要がある。

民生委員活動では、生活のしづらさを抱えた住民を早期に発見し、専門機関へつなぐための知識や、その経験が重要です。しかし、その知識や経験をお互いに伝えあう時間は限られています。新任の民生委員を含め民生委員同士で支え合い、学び合い、成長していけるような活発な定例会が望まれています。



## 取組内容

### 定例会を活用した 30分でできる事例学習

ねらい

- ①限られた時間のなかで、実体験や経験豊富な民生委員の知識や経験から学ぶ
- ②地域住民との接し方や、関係機関へのつなぎ方を事例から学ぶ
- ③一人で抱えず、民生委員がお互いに相談しやすい雰囲気をつくる

## 取組む上でのポイント



- 地域に即した学びとなるよう、実際の支援事例を題材とする方が望ましいですが、その場合は、個人情報の取扱いに注意しましょう
- あくまで学ぶ事が目的であり、評価や批判の場ではないことを確認しましょう

確認・準備

## 手順1 定例会で事例学習の必要性を話し合う

- ・事例学習の目的や内容を確認し、現在の民生委員活動にとって必要かどうか等を協議しましょう
- ・定例会の場で、事例学習に取り組むことの合意を得ましょう

事例学習については、全民児連が平成31年3月に作成した『事例を通して支えあう—仲間と学ぶ事例学習—』が参考になります

## 手順2 ルールの設定と事例の準備

- ・事例学習の時間を確保するために、定例会での報告事項を簡潔に伝えるように準備します
- ・事例提供者を決め、概要をまとめた事例シートの準備を依頼します
- ・事例提供者の取組に対する評価や批判をしないことや時間内での学習を進めるための、事例学習のルールを決めます

定例会での報告事項は、配布資料を活用したり、ポイントを絞るなど、事例学習の時間を確保する工夫も必要でしょう

事例学習のルールの例  
・評価や批判はしない  
・個人情報の取扱い方  
(事例シートへの個人情報の記載の仕方を含む)など  
▼P45 民生委員法第十五条

当日

## 手順3 7つのはたらきの視点で事例学習

- ・定例会で事例学習に入る前に、事例学習のルールを確認します
- ・事例シートを配り、読み合せをします
- ・民生委員の役割を意識した事例学習にするため、民生委員の7つのはたらきの視点で、事柄を整理し、意見交換を行います
- ・意見交換で出たことをみんなで確認し、地域における自分たちの役割を意識して整理します
- ・個人情報保護の観点から、事例シートは回収します

事例シートは、7つのはたらきに照らし合わせて作成しておく、当日話し合った内容を、民生委員活動時の視点の整理にも役立てることができます  
▼P44 民生委員法第十四条  
▼P47 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき  
「事例シートの見本」データは以下のサイトからダウンロードしてください。  
▼沖縄県民生委員活動活性化事業／沖縄県  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi/chiiiki/minkatu.html>

その後

## 手順4 民生委員の学びの場

- ・定例会において、次の事例学習につながるような活動上の悩みなどを出し合ひましょう

全体の時間の目安は30分です  
ルールの確認→事例シートを基に事例発表→事例について意見交換

## モデル地区での取組 浦添市第五民児協

### 定例会における事例学習を通じた人材育成

**課題** 活動報告であがってくる内容は、情報交換のための会議出席、学校行事・地域行事への参加等の活動が多く、「相談」活動が少ない。新任民生委員も多いなか、知識の習得や技術の向上をするにはどうしたらよいか

**取組** 定例会での報告を簡略化し、30分でできる事例学習を行い、民生委員全体で情報交換することにより、人材を育成する



令和元年6月 事例学習の様子

## アクション

- ・事例学習の時間を確保するため、定例会での報告・説明内容について、各自で読む項目、詳細な説明が必要な項目等の内容の整理を行った
- ・民生委員活動における7つのはたらきの視点に照らした事例シートを作成。地域の事例について学び合った
- ・個人情報の取扱い方について研修会を実施

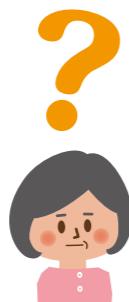


浦添市第五民児協  
会長 砂川 清徳

民生委員手引きの7つのはたらきの視点で事例の整理ができるようになり、全員、笑顔で和気あいあいの雰囲気の中で楽しく定例会を行えるようになった。現在の雰囲気を大事に進めていきたい。  
今後は、事例学習のまとめを作成し、内容を蓄積し、地域福祉の財産としたい。  
さらに、明るい地域創りや民生委員活動が楽しく進められるための勉強会にしたい。

多くの単位民児協では、高齢者部会、児童部会、障がい者部会等の部会が設置されていますが、部会活動のマンネリ化や活動の停滞などに悩むことも多いようです。また、民生委員活動に対する民生委員の思いや声に対して、単位民児協として具体的にどう取組むのか、その取組過程についても悩みがあるようです。

地域の困りごとを知り、地域の特性を踏まえて、民生委員活動に取組たい



部会の活動を活発にしたい

## 取組内容

### 地域の特性にあわせた民生委員活動を部会で企画する

- ねらい**
- ①地域の課題解決に単位民児協として取組むため、部会を活用する
  - ②部会で決めた取組テーマについて、構成メンバー全員で協議することにより、部会の取組を具体的にし、皆で取組むことができるようにする

### 取組む上でのポイント



- 部会において企画を協議する際は、「何のために・いつ・どこで・誰が・何を・どのように」するのか話し合い、決めることが重要です
- 企画した案をもとに、定例会の場で協議し、目的や内容などを確認しながら、実践する取組を決定しましょう

## 手順1 部会で取組むテーマを決める

確認・準備

- ・定例会でよく出る話題や地域の困りごとなどを整理し、単位民児協として取組むテーマを決めましょう
- ・テーマについて、取組む部会を決めます
- ・当日の話し合いがしやすくなるように、具体的な準備をしておきましょう

## 手順2 部会で企画を協議する

当日

- ・定例会での協議をふりかえり、これまでの経緯と目的を確認します
- ・企画を協議する際は、「何のために・誰が・何を・いつ・どこで・どのように」するのかを意識して話し合い、それらのことを具体的に決めていきます
- ・事前に準備したテーマを全員が見えるところに貼ることでテーマに集中できます。テーマがより具体的なほど協議が深まります
- ・テーマに対して、一人ひとり意見を出しあったうえで、みんなで話し合い、その内容を板書し、見えるようにします
- ・最後にみんなで確認して、定例会で報告できるようにします

## 手順3 定例会で実施するかどうかを決める

その後

- ・定例会において、部会でまとめた企画案を皆で協議し、その協議した内容を企画案に反映させ、単位民児協全体での取組とします

▼P14～P15『民生委員の声から考えるカードワーク』を活用することもできます

具体的な準備として

- ・協議する項目を出しておく
- ・協議の進行役、板書役など役割を決める
- ・協議する内容に合わせて時間配分を考える
- ・協議を促進するために、問いかけを考える

例：高齢者分野でのテーマを設定した場合「高齢者・介護等に関する学習会に誰を呼んでどの様な話を聞きたいですか？」など

話し合いを進めながら、決まったことなどをその場で板書し写真に撮ることで、記録をつくることができます

板書の方法としては、ホワイトボードや模造紙等を活用し、記載すると良いでしょう

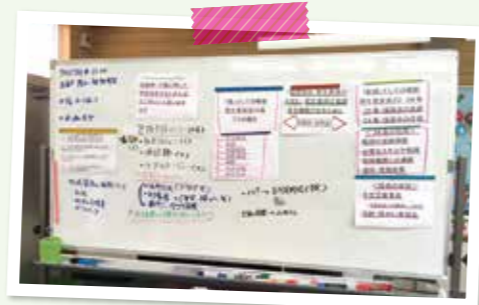
▼P20下写真参照

## モデル地区での取組 国頭村民児協

### 高齢障害者部会を活用した企画会議

**課題** 高齢者世帯が多く、高齢者世帯が抱える課題への対応を求められることも多いが、知識などが十分ではなく、どうしていいかわからない

**取組** 高齢者支援のための学習会の実施に向けて、高齢障害者部会において企画会議を実施した



令和元年7月  
高齢障害者部会を活用した企画会議の内容

### 高齢障害者部会で企画し実現したことと今後の取組

- ・定例会前の1時間で高齢障害者部会で話し合いを行い、地域包括支援センターについての勉強会開催を企画案として定例会に提案することにした
- ・その日の定例会で企画案について協議し取組むことを決定した
- ・翌月の定例会に、地域包括支援センターの職員に来てもらい、同センターの役割やしきみについて理解を深めた
- ・今後の取組として、介護保険について学習したいとの前向きな意見が出てきている



国頭村民児協  
会長 崎濱 峯子

部会を活用することで、定例会での話し合いや合意形成がやりやすくなりました。今後とも必要に応じて部会等の話し合いを続けていきたいと思っています。

近年、民生委員への期待が大きくなるなか、民生委員として活動していく上で必要な技術や知識を高めるための、単位民児協内における経験や知識を共有する人材育成のしくみづくりが求められています。



## 取組内容

### 人材育成につながる 相談支援活動のヒントになる小冊子の作成

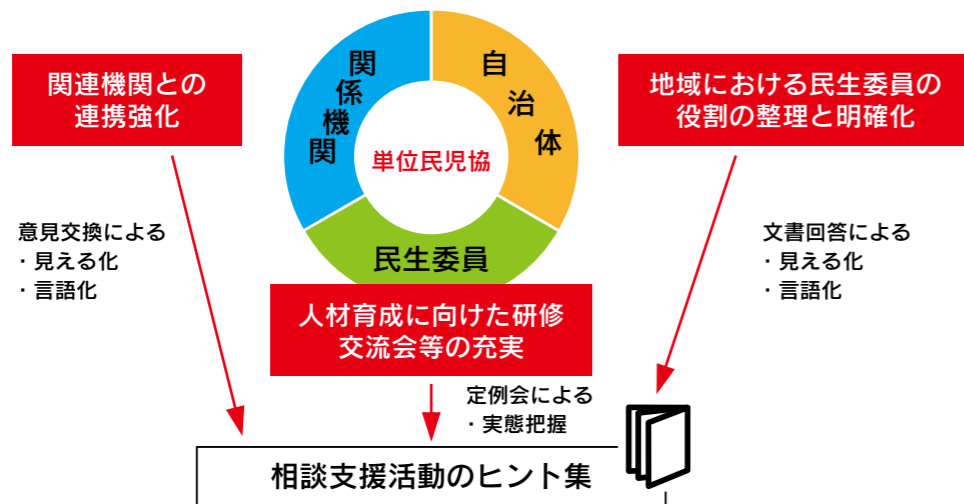
ねらい

- ① 地域の実情に応じた活動につなげる
- ② 単位民児協内の相談対応事例をまとめ蓄積する
- ③ 地域住民の困りごとに即して、連携できる関係機関を知る
- ④ 新任民生委員へ活動を引継ぎ、育成につなげる

#### 取組む上でのポイント



- 小冊子をつくるのが目的ではなく、作成の過程と活用が大切です
- 自分たちの地域に合った小冊子を作成するため、これまでの相談対応事例を共有し、支援の方法や地域情報を蓄積、継承することを意識しましょう
- 新任の民生委員が活用することを想定しましょう



確認・準備

#### 手順1 小冊子作成と活用の目的を決めよう

- 役員会、定例会で、現在の取組や課題に合わせて、小冊子作成と活用の目的を設定しましょう
- 民生委員法では、単位民児協の役割として、民生委員の知識や技術の修得を図ることが定められています

▼P45 民生委員法第二十四条第1項第五号

#### 手順2 小冊子の構成を検討しよう

- 小冊子の構成(内容)について、新任の民生委員に知ってほしいこと、民生委員名簿や相談対応事例などの単位民児協独自の情報を具体的に盛り込むなど、検討を進めましょう

小冊子の構成(内容)の例  
「単位民児協の体制」「民生委員名簿」「過去の相談対応事例と連携先」「会則」「民生委員活動に関わる法制度」等

#### 手順3 相談対応事例の共有・検討

- 単位民児協内でのこれまでの相談対応事例を共有し、その対応について検討します
- 事例に関連する関係機関の情報を確認します

相談対応事例の共有・検討  
▼P18『定例会を活用した30分でできる事例学習』

#### 手順4 小冊子をつくる

- 検討内容に基づき原稿案を作成するため、役員、事務局、中堅以上の民生委員、行政職員等によるチームをつくります
- 小冊子の大きさや見やすさ、内容の配置等は読み手を考慮します
- 掲載事例は、個人が特定される情報を取除き、支援の方法、ポイント、関連情報など構成に沿って整理します
- チームで作成した原稿案を定例会で提示し、意見をもらい、必要に応じて修正します
- 関係機関に情報を求める際は、協力を得られるよう作成目的を丁寧に伝える場を設けます

関係機関のサービス内容や連絡先等は、年度ごとに変わるものもあるので、小冊子作成時の情報を確認します

実践

その後

#### 手順5 小冊子の情報を更新し活用しよう

- 必要に応じて、その後の定例会で検討した事例や情報を小冊子に追加し、学びを継続しましょう
- 小冊子を活用し、新任民生委員へ地域に合った民生委員活動を伝えていきましょう



モデル地区での取組 **宜野湾市真志喜中学校区民児協**

相談支援活動ヒント集による民生委員の人材育成をめざす

- 課題**
  - 相談支援に対し、民生委員がどこまで関わったらよいかわからない
  - 以前は、各民生委員の活動記録や相談事例、地図、貸付台帳があったが今はないため、民生委員活動の引継ぎが難しく、事務局がないとわからない状況も多い
- 取組**
  - 民生委員の人材育成と活動の基盤整備のため、相談支援活動のヒントになる小冊子の作成
- 期間**
  - 平成30年1月～平成31年3月 小冊子作成
  - 平成31年4月～令和元年11月 相談対応事例の追加



平成31年3月 小冊子の完成

【掲載内容:仕様A5版41頁】

- 宜野湾市民児連の組織図
- 各单位民児協の担当地区・定数・専門部会
- 真志喜中学校区民児協の地区情報
- 相談対応事例 不登校児童・生徒への対応  
ごみ屋敷・独居高齢者への対応
- 資料編 民生委員と児童委員・主任児童委員の職務と7つのはたらき、主任児童委員と民生委員の関係、民生委員協議会の任務、地域の組織・団体との連携の状況など

小冊子作成のアクション

- 小冊子に記載する事例は、単位民児協内の事例を共有し事例学習を実施
- 宜野湾市の状況、関係機関一覧を掲載するため、宜野湾市役所に依頼し、各機関の連絡先、サービス内容について、情報の提供を受ける
- 参考資料として民生委員法や民生委員活動の7つのはたらきを掲載し、読み込むことで、民生委員の職務や単位民児協の任務等について、民生委員間で認識を共有
- 小冊子ファイルに、全市民児連が発行している相談支援活動のヒント集を綴じ込む



宜野湾市真志喜中学校区民児協  
会長 高良 謙二

経験豊富な民生委員の事例を検討する際に行ったグループ討議がとても活発だった。定例会が、報告の場から民生委員活動の意見交換の場に変わりつつある。小冊子がこれからの民生委員の活動にとっても役立つであろう。



平成30年12月  
小冊子に掲載する事例を検討し合う様子

モデル地区での取組 **豊見城市第二民児協**

“協議することを意識”した定例会の開催

- 課題**
  - 民生委員全員が一体となり単位民児協として取組むことを話し合える定例会の実現
  - 新任民生委員の人材育成
- 取組**
  - 定例会で一人ひとりの意見を出し合い、話し合いながら、人材育成につながる小冊子を作成
- 期間**
  - 平成31年1月～令和元年11月 小冊子作成



令和元年8月  
小冊子づくりのための事例学習



令和2年1月 定例会で配布した小冊子

【掲載内容:仕様A4版40頁】

- 豊見城市民児連の組織図
- 各单位民児協の担当地区・定数・専門部会
- 豊見城第二民児協の地区情報
- 民生委員・児童委員活動保険について
- 個人情報の記載された書類の取扱いについて
- 相談対応事例 不登校児童と家庭への対応
- 資料編 民生委員と児童委員・主任児童委員の職務と7つのはたらき、主任児童委員と民生委員の関係、民生委員協議会の任務、地域の組織・団体との連携の状況、連合会・各専門部会の会則など

小冊子作成のアクション

- 今まで報告事項で終わっていた定例会のなかで、小冊子の内容について協議
- 過去の単位民児協内での相談対応事例を定例会で共有し、事例学習を実施
- 民生委員の役割、各部会の役割についての見直し
- 小冊子作成後の定例会において、各民生委員が対応中の事例について、共有、意見交換



豊見城市第二民児協  
会長 川井 義喜

人材育成の重要性に鑑み、研修用の教材として活用できる小冊子を作成しました。この一連の作業を通して、各役員の意識が変わり、定例会の雰囲気も変化してきました。個としての民児委員を支える単位民児協の有り様についても、見直す必要性を痛感しています。

民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年を迎えました。時代と共に変化してきた民生委員の役割と歴史を学ぶことは、改めて民生委員活動の意義を認識し、やりがいを持って活動することにつながります。

民生委員活動の成り立ちや歩みを知りたい



民生委員の活動の意義を再確認したい



## 取組内容

### 民生委員の基本的役割と歴史を知る

ねらい

- ① 民生委員の歴史を知り、基本的な役割や制度との関りを学ぶ
- ② 活動の歴史を知ることによって民生委員としてのやりがいと誇りを持つことにつながる

#### 取組む上でのポイント



- 日々の目の前の活動から視点を離して、民生委員活動そのものの意義を学ぶための時間を確保しましょう
- 全民児連ホームページには、民生委員活動に関わる歴史や役割、方針等の情報がまとめられています。学びたい内容に適した資料を探しましょう

確認・準備

#### 手順1 歴史と役割を学ぶ勉強会の準備をしよう

- ・定例会や部会等で、民生委員の基本的役割と歴史を知るための勉強会を行うことを確認します
- ・全民児連が発行している広報紙・パンフレット等から勉強会で使用する資料を選び、準備します

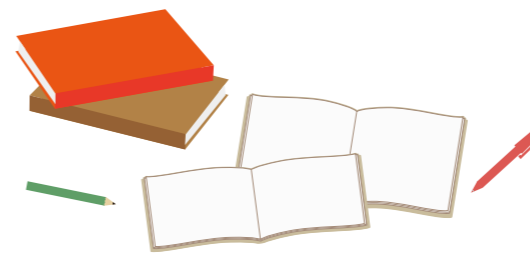
#### 手順2 資料を読み合わせ、意見交換

- ・定例会や部会などの機会を活用し、4~5人のグループに分かれます
- ・準備した資料を一人ひとり読み込み、印象に残った箇所や重要と感じた箇所に印をつけ、A4用紙に書き出します
- ・グループのなかで共有し、印象に残った理由や重要と感じた理由、感想、今の活動に生かせることなどについて、意見交換を行います

当日

#### 手順3 全体で共有し、ふりかえり

- ・グループごとに意見交換した内容を発表し、全体で共有します



全民児連のwebサイトから以下の資料をダウンロードできます  
 ▼ 民生委員制度と活動のあゆみ(機関紙「民生委員・児童委員のひろば」平成29年4月号特集)  
 ▼ 地域とともに-民生委員制度の100年-  
 ▼ 民生委員制度創設100周年PRパンフレット  
 ▼ 「民生委員制度創設100周年活動強化方策」

民生委員の役割は、「民生委員児童委員信条」に集約されています。民生委員の職務を規定している民生委員法第十四条や「民生委員・児童委員活動の7つのはたらき」も参考になります  
 ▼ P44 民生委員法第十四条 民生委員の職務

民生委員同士で資料を読み合わせるだけでなく、外部の講師を活用することも検討しましょう

果たしてきた役割や歴史を知り、共有し、議論のなかで理解を深めることで、今の民生委員活動に対する共感ややりがいにつながることを期待されます

#### モデル地区での取組

### 読谷村民児協(平成31年4月、2中学校区単位民児協へ再編)

#### 単位民児協の組織再編にあたり、民生委員の基本的役割と歴史を知る

課題

単位民児協の機能をより発揮させるため、70名を超える単位民児協を2つに分ける議論を進めた。その中で、民生委員の成り立ちや役割、単位民児協のあり方を、改めて理解することの必要性が課題としてあがった

取組

委員一人ひとりが、民生委員の基本的な役割と歴史を知るための研修を行った



平成31年2月 篠原辰二氏を講師に招き研修を行った

#### 研修会で学んだ民生委員活動の歴史(一部紹介)

民生委員は、住民の暮らしの課題を明らかにし、暮らしを支える制度やしくみをつくるための活動を行ってきたことを学びました。

##### 歳末助け合い運動と民生委員

・大正後期に各県で方面委員による「歳末道場募金」が展開され、昭和26年、社会福祉事業法施行とともに共同募金運動の一部として全国的に展開

##### 救護法の施行と民生委員

・昭和4年、救護法が成立するが、不況を理由に施行ならず。昭和6年、方面委員1,162名が連署を持って皇居前で上奏し、翌年、救護法が施行

##### 生活福祉資金制度と民生委員

・昭和26年、世帯更生運動・心配ごと相談事業を展開。昭和27年、全国に183万人の準要保護世帯があることを確認し、昭和30年、世帯更生資金(現生活福祉資金)制度が創設

##### 在宅福祉サービスと民生委員

・昭和43年、全国モニター調査「居宅寝たきり老人実態調査」を実施し、翌年、家庭奉仕員が増員



読谷中学校区民児協会 会長 吉田 博和 (モデル地区取組当時 読谷村民児協副会長)

沖縄県の民生委員は、地域での相談役、奉仕的役割で頑張ってきた。民生委員活動が、今ある福祉の制度をつくってきたことを知り、「来期も民生委員を継続しようと思った」等の声があり、やりがいにつながった様子である。

地域の実情を把握した上で、活動することが重要ですが、近年、子どもを取巻く環境は、多様で複雑に変化しています。子どもたちが健やかに育つ地域づくりに向け、児童委員の視点から何ができるのかを、単位民児協全体で話し合い、共有することが必要です。



## 取組内容

### 地域の実態を把握するための子どもを取巻く環境の見える化と共有

ねらい

- ①家庭、学校、地域等の子ども達を取巻く環境を明らかにすることにより、児童委員として必要な取組を話し合うことができるようにする

## 取組む上でのポイント



- 地域の様々な情報を収集・整理するため、学校関係者や子どもに関わる支援者などの参加を呼び掛けましょう
- ※本編では、子どもをテーマとして取上げていますが、地域の様々な実態を把握するため、高齢者や障がい者など他の分野をテーマにして取組むことも検討しましょう

## 手順1 把握するテーマを決める

確認・準備

- ・定例会や部会において、把握するテーマ(子ども、高齢者、障がい者等)を決めましょう
- ・模造紙、マジック等を準備します。
- ・児童分野の関係機関へ、参加を呼びかけることも検討しましょう

▼P46 児童福祉法第十七条 児童委員の職務  
▼民生委員信条 地域の実態把握 「常に地域社会の実情を把握することに努める」ことが記載されています

## 手順2 子どもを取巻く環境の見える化と共有の実践

当日

- ・3~4名のグループに分かれます
- ・地域の子どもを取巻く、「良い環境」と「懸念される環境」について、グループごとに話し合います
- ・民生委員ができることから考えるのではなく、地域全体の実情を把握することが大切です
- ・出された事項を、縦軸で「家庭環境」「学校環境」「地域環境」「その他」、横軸で「良い環境」「懸念される環境」に分類して、模造紙に書き出します
- ・グループごとに発表し、全体で共有します

担当エリアの小学校区でグループに分かれると、小学校区ごとの実情が見える化されます

	良い環境	懸念される環境
家庭	∴∴∴	∴∴∴
学校	∴∴∴	∴∴∴
地域	∴∴∴∴∴	∴∴∴∴∴
その他	∴∴	∴∴∴

子どもにとって

## 手順3 検討された意見を今後の活動に生かそう

その後

- ・次の定例会までに、手順2で出された意見をまとめ、単位民児協で行うこと、民生委員独自で行うこと、他機関と連携して行うことについて検討しましょう
- ・出された意見のすべてに取組むことは難しいので、すぐ取組めること、長期的に取組むことなど優先順位をつけると、取組やすくなります



## モデル地区での取組 南風原町第二民児協

### 子どもを取巻く環境の見える化

課題

学校との連携を含め、子どもを取巻く環境を整理できておらず、児童委員としてどのように活動しているのかわからない

取組

子どもを取巻く環境を、家庭、学校、地域、その他ごとに、良い環境、懸念される環境に分けて整理する



平成31年2月 子どもを取巻く環境についてグループワークを実施

### 見える化の成果(一部紹介)

#### 【良い環境】

- ・農村地域で親族が多い
- ・学校行事への案内があり子どもの様子がよく見える
- ・地域で集まる機会が増え、子どもが身近になっている

#### 【懸念される環境】

- ・学校の悩みがわからない
- ・子どもたちが遊ぶ仲間が少ない
- ・児童数が急激に増え、子どもの顔が見えない



南風原町第二民児協 会長 翁長 彰

単位民児協内でも小学校区ごとに異なる地域特性が見えてきました。子どもは困っていることがあっても誰に伝えたらよいか分からないことが多いため、児童委員として、子どもの話し相手となり、心境を理解し、家族と学校、行政等と一緒に問題解決していくことを民児協として確認しました。



地域で民生委員が住民への福祉支援を行うためには、地域の関係機関との連携が不可欠です。民生委員は、地域の関係機関と連携するために、誰とどのようなしくみづくりを行えばよいのでしょうか。

地域の関係機関との連携に向けた取組方法が知りたい

地域の関係機関と情報共有がスムーズにできる方法を知りたい



## 取組内容

### 「顔の見える関係づくり」により情報のやり取りができる関係機関との連携のしくみづくり

ねらい

- ①地域で求められていることを知るにより地域での民生委員の役割を整理し、負担を軽減する
- ②外部との連携を進めるなかで、単位民児協の組織としての活動を明確にする
- ③関係機関との具体的な連携体制を構築する



### 取組む上でのポイント



- 制度の内容や関係機関の役割を知ったうえで、民生委員と関係機関との間に「どんな連携」があるとよいのか、お互いに確認しあうことが大切です
- 段階的に対話の輪を大きくしていくことが良いでしょう。ざっくりと話をした距離感を大切に、「顔の見える関係づくり」を意識することで、信頼関係を深めていきます

共有

## 手順1 地域における関係機関の確認

- 定例会や事例学習等を通して、一人ひとりの民生委員が直面していることを明確にしてみましょう
- 単位民児協全体で、関係機関の役割を確認し、どのような連携を望むのかを整理しましょう

準備

## 手順2 地域資源についての学習会の開催

- 行政及び関係機関の職員を招き、高齢者、児童、障がい者等に関する制度や地域資源についての学習会を実施しましょう
- 例) 児童分野: スクールソーシャルワーカーの役割について、児童分野関連の地域資源や制度について等
- 例) 高齢者分野: 介護保険制度について、地域包括支援センターについて等
- 関係機関へ民生委員活動を紹介します
- 学習会の実施により、「顔の見える関係」をつくっていきます

確認

## 手順3 関係機関と小さな対話をスタート

- 各分野の関係機関と懇談会や座談会のような情報を交換し合う小さな対話をスタートさせ、実情について話し合ってみましょう
- 例) 児童分野: 児童関係機関との連携体制の構築に向けた懇談会

展開

## 手順4 地域連携を確実な軸に

- お互いが知り合い、互いの役割や機能を知ることによって、地域のなかで各々が取組む役割や相手に求めることが見えてきます。そのなかで単位民児協として、何について連携するのかや、連携のしくみを検討していくことが大切です

**単位民児協の意思形成です！**  
 ▼平成31年全民児連作成『事例を通して支えあう—仲間と学ぶ事例学習—』  
 ▼P14『民生委員活動の悩みを共有しよう』  
 ▼P38『ハンドブックを活用して地域版の活動強化策をつくりましょう』

**関係機関への民生委員活動の紹介 法律・制度、地域資源を知る**  
 ▼P44 民生委員法  
 第十四条: 民生委員の職務  
 第十五条: 個人の人格の尊重  
 第十八条: 民生委員の指導訓練  
 第二十四条: 民生委員協議会の任務  
 第二十四条第2項: 意見具申  
 ▼P46 児童福祉法第十七条: 児童委員の職務、主任児童委員の役割  
 ▼P47 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

**小さな対話**  
 ・「顔の見える関係」を意識し、お互いにとっての「できたらいいな」を見つけていく、じっくり情報交換ができる場をイメージすると良いでしょう

**できることから始める**  
 ・一気にいろいろなことを始めるのではなく、無理をせずできることから始めていきましょう

## モデル地区での取組 北中城村民児協

### 関係機関との連携のしくみづくり

**課題** 関係機関との情報共有を行い、連携した支援体制を構築し、継続していきたい

**取組** 互いの現状を把握しあう小さな対話からスタートさせ、民生委員の役割を整理し、新たな連携のしくみづくりを行う



令和元年11月 児童分野の関係機関との連携体制構築に向けた懇談会

### 連携に向けての動き

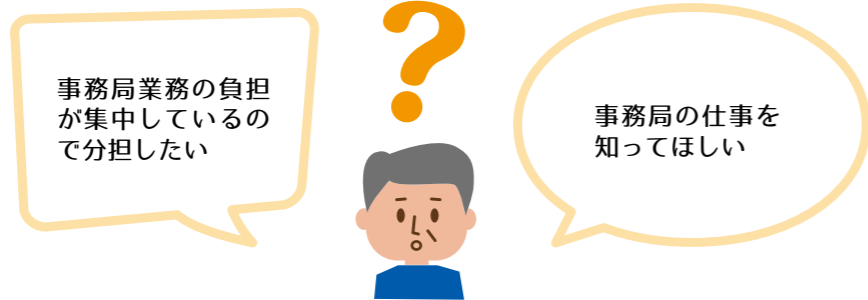
- 定例会等を通して、民生委員全員で、『どんな民生委員活動を行ったか』を出し合いふり返った
- 法律や制度、地域資源について、学習会を実施
- 各分野の関係機関と役員で、連携体制の構築に向けた小さな輪での懇談会を実施し、民生委員と関係機関が連携することで『地域に何ができるのか、生まれるのか』を明確にした
- 連携の軸を確実な軸にするために、組織同士の連携会議を開催し、継続していく



北中城村民児協 会長 安里 信美

今回の取組を通して、誰かがやるだろうという受動的な姿勢から、アクションを起こす事で、共に考え合える機関と繋がる可能性を実感できた。行政や専門機関の立場を理解した上で、地域住民の課題を解決するために必要なサービスの提供を働きかけ、より住みよい村づくりに、出来る範囲で無理なく関わりたいと思う。

沖縄県内における単位民児協の事務局の業務は、社協等職員が担っている場合と、民生委員自身が独自に事務局を担っている場合があります。1つの自治体に複数の単位民児協がある場合は、単位民児協、連合それぞれに事務局の業務があります。また、民生委員一人ひとりが事務局業務の内容を把握しきれていないこともあります。



## 取組内容

### 単位民児協がより機能するための 事務局業務の整理と分担

ねらい

- ①事務局が担っている業務の内容と量を整理し、民生委員一人ひとりが把握することで、主体的な単位民児協の運営につなげる
- ②整理された事務局の業務を、社協等職員と民生委員で分担することにより、負担軽減につなげる

### 取組む上でのポイント



- 事務局の業務は見える化することによって、把握・共有し、分担することができます
- 何のための業務か確認し、時代の変化に応じて今後も必要か検討しましょう
- 地域の実情や単位民児協の数や規模に応じた役割分担を検討しましょう

## 手順1 事務局の業務を書き出しましょう

- ・事務局を担っている担当者が日常どのような業務を担っているのか、書き出します(下表を参照)
- ・1つの自治体(市町村)に複数の単位民児協があり連合が設置されている場合、連合と単位民児協の事務局業務は分けて書き出します

## 手順2 業務内容を事務局と役員で共有します

- ・役員会などの機会を活用し、書き出した業務リストを事務局と役員で共有します

## 手順3 業務内容の見直しと分担を検討します

- ・共有した事務局業務の内容について、その必要性や不足していることなどの検討を行い、事務局や役員会、部会等での分担を検討します
- ・必要性を判断する際、民生委員法に定められている単位民児協の役割も確認しましょう

## 手順4 業務分担の定期的な確認と見直し

- ・分担した業務の現状と課題について定期的に確認し、見直しを行います

(事務局業務の整理例)

財務	通帳管理、毎月の金銭把握、活動費計算、銀行振込、支払
事務作業	文書受付、役員会議(定例会議 資料作成、印刷)、総会資料作成、報告資料作成、担当との調整、各委員と関係機関(役場、学校、施設)との調整、予算作成
行事調整	委員交流会(グラウンドゴルフ大会)、活動強化週間取組、民生委員児童委員紹介行事、児童福祉懇談会、福祉運動会、福祉納涼祭り、新年会、危険箇所調査、宿泊研修会、勉強会、村出身者激励訪問事業
協力行事調整	社協主催研修会への参加や協力調整、電気保安点検、防火査察、水道点検、街頭募金、赤い羽根共同募金
各研修会連絡調整	県主催、中部地区主催、村主催、社協や福祉関係者主催の各種研修会の案内や人数調整等

事務局を担っている方も事務局業務を書き出すことで具体的な業務内容や業務量を客観的に捉えやすくなります

▼P45 民生委員法第二十四条 法定民児協の役割



## モデル地区での取組 読谷村民児協(平成31年4月、2中学校区単位民児協へ再編)

### 民児協増設に伴う組織の再編と事務局業務の役割分担

**課題** 単位民児協が大所帯で、委員同士の意思疎通がとりにくい

**取組** 定例会を機能させるため、中学校区ごとに単位民児協を設置。増設に伴う事務局機能の低下を防ぐため総務・広報部を新設



平成30年11月 民児協増設について検討

### 民児協の再編の結果

読谷村民児協  
民生委員 64名  
主任児童員 3名

事務局業務の整理

平成31年4月1日に再編

### 読谷村民児協連合会

読谷中民児協  
民生委員 33名  
主任児童員 2名

古堅中民児協  
民生委員 31名  
主任児童員 1名

総務・広報部会の新設による事務局の業務負担の分散



読谷村民児協連合会  
会長 西平朝二  
(モデル地区取組当時  
読谷村民児協会長)

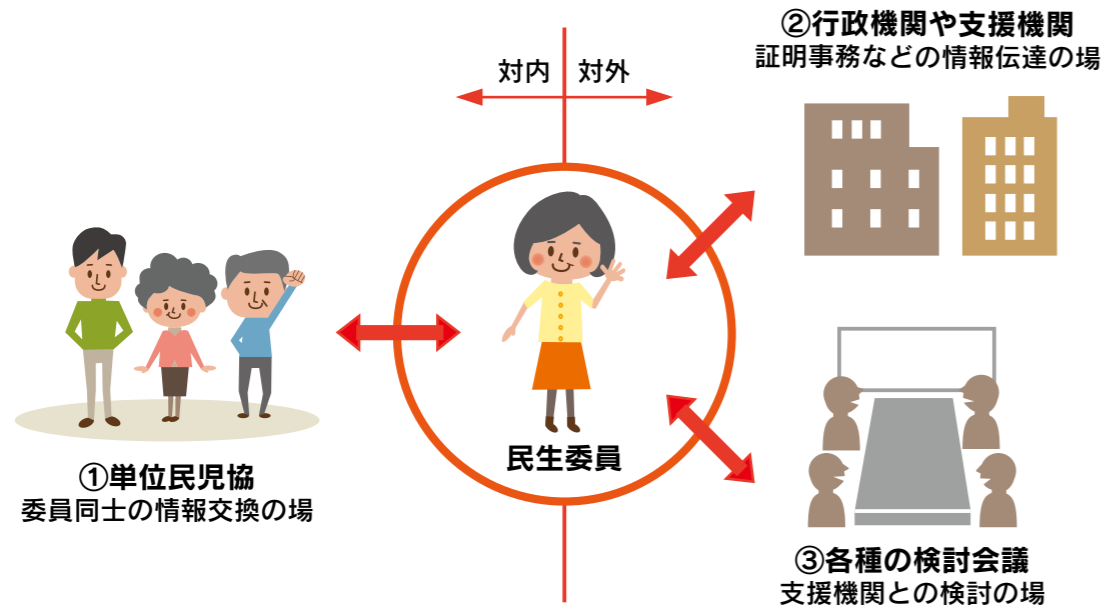
単位民児協の運営が社協任せになっていたが、事務局業務を整理、分担することにより、民生委員が、事務局業務を自分たちの業務だと認識できた。また、単位民児協が自分たちのものであるという意識付けにも役立った。

沖縄県民生委員活動活性化事業 アドバイザー  
 一般社団法人Wellbe Design  
 理事長 篠原 辰二

民生委員からは、「個人情報の取扱いに苦慮している」という声を多く聞きます。このことは平成17年の個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」)の全面施行以来、沖縄県内のみならず、全国的な課題として捉えられるようになりました。個人情報保護法を所管する総務省や民生委員業務を所管する厚生労働省からは、「民生委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要がある」などとした各種の通知が示されており、日常的な活動とのギャップが生じている様です。民生委員が元来の役割と機能を果たすため、個人情報の円滑な取扱いについて整理してみましょう。

## 個人情報の提供・請求が課題になる主な「場面」

民生委員の中には、定例会の場であっても、自身が担当している住民の支援内容を伝達することをためらう方や、行政機関からの証明事務や各種支援機関が実施する地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会などの会議の場においても「守秘義務」の観点から発言を控える方もいるようです。



## 「個人情報の保護」と「守秘義務」

個人情報保護法でいう「個人情報」と民生委員に課せられている「守秘義務」とは全く別のものです。個人情報保護法と民生委員法を比べてみると、個人情報保護法の規定は「特定の個人を識別することができる」情報であり、民生委員法には、「身上に関する秘密を守る」だけでなく、人格の尊重や差別的な取扱いをしてはいけない等の具体的な項目が明記されていることが分かります。

個人情報保護法の施行よりも57年も前に制定された民生委員法は、単に個人を識別できる情報を他言しないだけでなく、憲法に則り「基本的人権」を守ることに重点を置いているのではないのでしょうか。

### 個人情報保護法 (第二条要約)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)と、個人識別符号が含まれるもの。

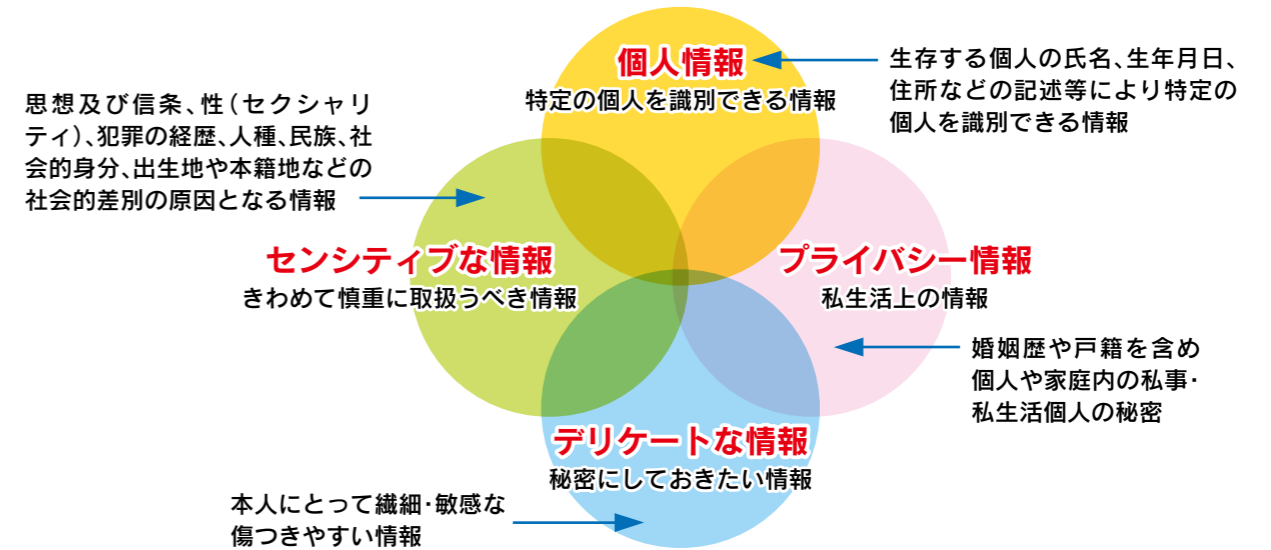
### 民生委員法 (第十五条)

民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

## 民生委員が守るべき「4種類の情報」

では民生委員活動で守らなければならない情報にはどのようなものがあるのでしょうか。特定の個人を識別できる情報(いわゆる個人情報)はもちろんですが、それ以外にも、人権につながる「センシティブな情報」や、私生活上の秘密である「プライバシー情報」、更には、個々にとって受け取り方が変わってくるような「デリケートな情報」も大切に守る必要があります。

こうして整理すると、いわゆる個人情報よりもその他の3種類の情報の方が、個人を傷つける要因となり得るものであり、いかなる場面においても守らなければならない「広義の個人情報」ではないのでしょうか。



## 地域住民の「人生」を継続的に支援するために

個人情報保護法や民生委員法の守秘義務の内容を正しく理解することで、本来の情報伝達や情報請求を行える場面は多くなると思います。一方、生活課題や生きづらさを抱える住民に接している民生委員のなかには、課題や生きづらさの要因を含めた「その人が歩んできた人生」を取扱わなければならないという重責が、円滑な情報伝達や情報請求の妨げになっている場合もあるようです。

地域住民が課題や生きづらさを抱えながらも、それらを克服した先にある豊かな人生に向けた生活を営むことを支援するためには、民生委員だけで個々の人生を抱え込まず、行政機関をはじめとする各種の支援機関と連携した取組が不可欠です。

## 個人情報共有を阻む「2つの壁」

民生委員法第十四条に規定される民生委員の職務を円滑に行うには、行政や各種支援機関等に対する情報提供と、それらの機関に対する情報請求に基づく情報の共有が不可欠ですが、これら個人情報の適切な取得には「2つの壁」があるようです。

1つ目の壁は民生委員に要因があるものです。行政や各種支援機関等が住民の支援に際し、民生委員に対して個人情報の開示を求めても応じない場合や情報を提供しても受け取らないような場合がこれにあたります。

2つ目の壁は行政や各種支援機関等に要因があるものです。民生委員が職務を遂行するにあたり、行政や各種支援機関等に対して必要な個人の情報を請求しても開示しない場合や情報を提供しても受け取らないような場合がこれにあたります。

### 民生委員法第十四条(抜粋)

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

連絡通報のはたらき  
調整のはたらき  
生活支援のはたらき  
意見具申のはたらき

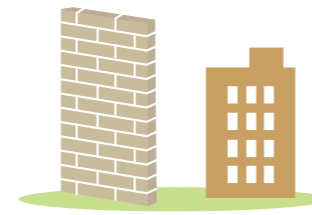


民生委員  
情報を提供しない・受け取らない

### 民生委員法

(法第二十四条)

- ・その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること
- ・福祉事務所その他の関係行政機関との連絡にあたること



行政・各種支援機関  
情報を提供しない・受け取らない

### 民生委員法

(法第二十四条)

- ・民生委員協議会は民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる

(法第十七条)

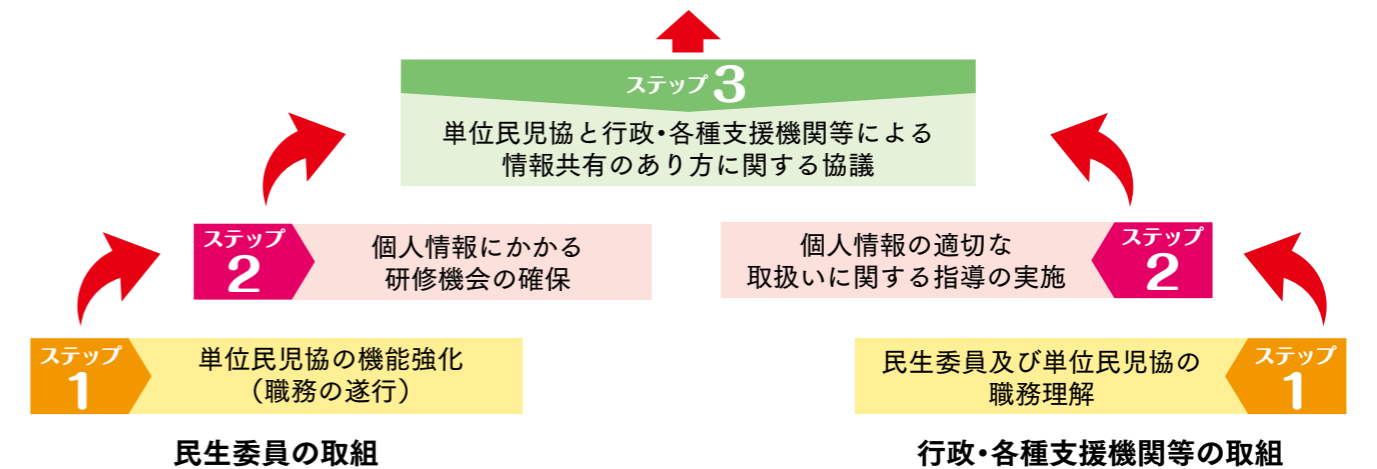
- ・市町村長は民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる

## 個人情報の共有に向けたステップ

個人情報共有における「壁」をそのままに放置するのではなく、真摯に向き合い、改善に向けて取組まなければ、民生委員制度そのものの意義が失われかねません。そのためには民生委員及び単位民児協と行政や各種支援機関等のそれぞれに個人情報の共有化に向けた取組が必要になります。

地域における社会福祉の増進にむけ、一步ずつ、丁寧に取組みましょう。

### 個人情報の共有化



## 個人情報の適切な取得と管理に向けて

個人情報の共有を阻む「2つの壁」を取除く方法について、民生委員法を根拠に考えてみましょう。

1つ目の民生委員が築いている壁が民生委員の知識不足によるものであれば、単位民児協が法第二十四条第1項各号に規定される任務を果たし、民生委員に対する研修を設けることも効果的です。また、情報提供機関の提供方法に課題がある場合も、単位民児協が関係行政機関との連絡にあたり対応を求めることもできます。

2つ目の行政や各種支援機関等が築いている壁が、民生委員の役割を知らないことによるものであれば、単位民児協が法第二十四条第2項に規定された意見具申のはたらきを発揮させることが重要です。また、行政や各種支援機関等が民生委員の個人情報の取扱いに不安や不備があることを理由に情報の提供を行わない場合は、市町村が法第十七条第2項に規定される民生委員に対する必要な指導を行うことが必要になります。

### ～モデル地区での実践～

浦添市第五民児協へのモデル地区支援では「守秘義務と個人情報の違い」や「民生委員が守るべき4種類の情報」など、これまで記したことを中心にした学習会を開催しました。

学びの定着を図るためにも、定例会で行われる民生委員信条と児童憲章の唱和に、民生委員法第十五条の唱和を加えていただくような提案も行いました。



令和元年8月 個人情報の学習会

# ハンドブックを活用して 地域版の活動強化方策をつくりましょう

沖縄県民生委員活動活性化事業 専門部会 アドバイザー  
高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科  
教授 金井 敏



## 地域版活動強化方策はボトムアップでつくる

平成29年に民生委員制度創設100周年を迎え、全民児連では今回も活動強化方策を策定しました。これまでの活動強化方策では、全民児連の方策を全国的な方針として位置づけて、各都道府県民児協や市町村民児協、単位民児協がこの方針に照らしてそれぞれの地域版を策定するというのが一般的な流れでした。沖縄県内でも同じ流れで取り組んできたのではないのでしょうか。しかし、今回の全民児連の対応は、地域版活動強化方策の策定をトップダウンではなく、単位民児協から積み上げていくボトムアップで策定しようという流れを提案しました。100年の節目だからこそ、一人ひとりの民生委員を大切にする、単位民児協が策定する負担を軽減する、課題を抱えた人々に単位民児協として主体的に対応する、など民生委員活動を一人ひとりの民生委員が考え、思いを共有することで民生委員や単位民児協活動を活性化しようとする試みです。この意義は大きいと思います。

そして、その策定の手引き書として『民生委員制度創設100周年活動強化方策推進の手引き』（以下、手引き）が作成されました。私も作成委員会委員長代理として作成に参画いたしました。

## みんなで作る活動方針

作成委員会では次のような意見がありました。「100周年活動強化方策があるのに、地域版をなぜ策定しなければいけないのか。負担にならないか。」「定例会は事務連絡が多くて、メンバーの声を聴いたり受け止めたりする場になっていない。」「モニター調査では、社会的孤立状態の人々に民生委員の5人に1人が対応していることがわかったが、その対応方法や活用した社会資源が共有できていない。」「最近では1期と2期の委員が多くて、単位民児協活動の継続性が保てなくなってきている。」

委員会では単位民児協が地域版活動強化方策の策定に取り組むことにより、このような課題が少しでも軽減・解決することを念頭において手引きを作成しました。何よりも一人ひとりの民生委員がその思いや考え、あるいは関わっている機関・団体や対象者の様子を共有すること、そのプロセスを大切にしています。また、「活動強化方策」というネーミングが重く感じるかも知れません。今回は「みんなで作る活動方針」と考えていただければ良いでしょう。

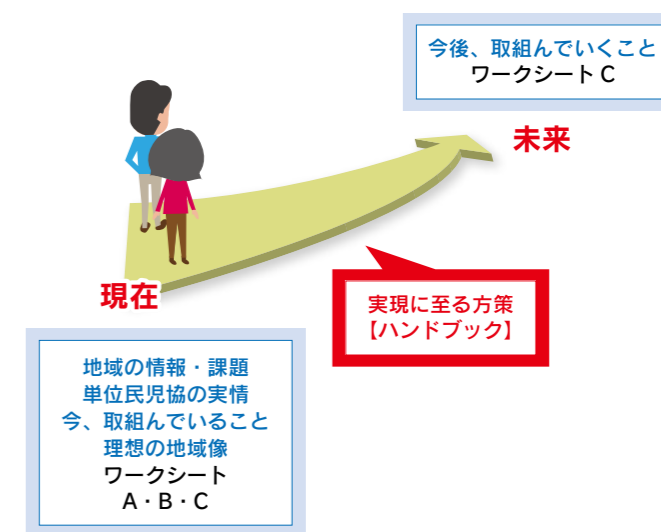
## そのままの思いや考え、現状を伝える

手引きでは、活動強化方策が一連の作業によって策定できるようにワークシートを用意しました。ワークシートA『地域の実情』、ワークシートB『地域の課題』、ワークシートC『単位民児協版活動強化方策』の3種類です。シートに記入するうえで一番大切なことは、日ごろから思っていること、考えていること、把握していることをそのまま記入することです。地域の世帯数や機関の名称は調べればすぐにわかることですが、調べて記入しては意味がありません。自身が把握していること、経験したことのみを記入することにより一人ひとりの民生委員の「いま」がわかるのです。このような丁寧な共有を行ってこそ、一人ひとりを大切にした単位民児協運営ができるし、ありのままの現実や課題に対して等身大の活動方針が見えてくるのです。

## ハンドブックを活用しましょう

各単位民児協で活動強化方策の策定に取り組むにあたり、この「ハンドブック」を活用してください。図のように、まず活動強化方策のワークシートを各民生委員が作成し単位民児協で共有して、さらに「ハンドブック」を活用して実践の基礎的理解や活動の検討を行います。このような作業を通じて、未来図としてのワークシートC、つまりみんなで作る活動方針としての地域版活動強化方策ができあがります。

活動強化方策は、活動強化方策という冊子をつくることが目的ではありません。手引きと「ハンドブック」を参考にいただき、単位民児協においてさまざまな思いや考えを共有できる場を創出してください。それが手引き作成者の願いです。



現在と未来をつなぐ「地域版 活動強化方策」  
実現に至る方策としての「ハンドブック」

## 【解説】活動強化方策とは

民生委員・児童委員は100年を超える歴史をもっています。大正6年の済世顧問制度と翌年の方面委員制度を源とする民生委員制度の根幹は、今でも変わらずに続いているのです。それでも社会状況や民生委員に求められる生活課題は常に変化し、その時代に合わせて民生委員活動も改善や工夫が行われてきました。

活動強化方策は、全民児連が昭和42年の民生委員制度創設50周年の節目に策定し、その後は10年ごとに策定しています。全国の民生委員・児童委員並びに民児協が共通して活動するための指針や方向性を示すものな

のです。平成29年には「民生委員制度創設100周年活動強化方策」が策定されました。今回の活動強化方策は100周年という大きな節目であり、今後の10年はもちろんのこと、さらに長期的な視点で策定されています。

なお、民生委員の役割として紹介される「7つのはたらき」（社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、支援態勢づくり、意見具申）は、昭和62年の70周年活動強化方策で提示されたものです。今でも民生委員の役割を説明するときに活用されています。

# 単位民児協を支える人々へ

沖縄県民生委員活動活性化事業 アドバイザー  
 一般社団法人Wellbe Design  
 理事長 篠原 辰二



## 隣人として課題を捉え、支援する

民生委員は貧困問題の深刻化から創設された濟世顧問制度、方面委員制度に起源を持ち、令和の到来とともに4つ目の元号を迎えた歴史ある制度です。その活動は常に時代の変化に影響を受け続け、近年では富める者と富まざる者の格差が広がり、更に複合かつ多問題化する世帯の発生や、“地域社会からの孤立”が社会問題化するなかで民生委員に期待される役割も多くなっています。時代と共に変化する活動ですが、この100年間、一貫してきたのは「隣人愛をもって地域社会の福祉増進に務めてきた」ということではないでしょうか。厚生労働省 平成28年度「福祉行政報告例」によると、全国の民生委員・児童委員1人あたりの年間の活動日数(平均)は129.8日、世帯への訪問・連絡活動回数(平均)は160.2回でした。福祉関連制度が発達してきた今日においても地域住民と共に暮らす隣人として課題を捉え、課題を抱える住民の生活の場や環境で支援を行うことは民生委員活動の特徴と言えます。

こうした歴史ある活動を継続し、求められる役割、あるいは特徴を今後も持ち続けていくためには、民生委員法第二十条に規定されている法定民児協(単位民児協)の機能を活用することが重要とされています。一方で、委嘱を受けた民生委員のみが参画、組織できる単位民児協は、昭和42年の民生委員制度創設50周年に打ち出された民生委員児童委員活動強化要綱(以下参照)や、10年ごとに策定されている活動強化方策において「民生委員協議会の組織活動の強化」や「民生委員活動の基盤強化」、「活動しやすい環境づくり」が掲げられているように全国的に課題を抱えている状況があり、法に則らない県民児協(任意民児協)や法定民児協事務局及び行政の民生委員担当が包括的に支援にあたる必要があります。「単位民児協を支える人々」には、単位民児協を構成する民生委員に加え、これらの方々が含まれます。

### 制度創設50周年民生委員児童委員活動強化要綱(抜粋)

#### 3. 民生委員活動の基盤強化

##### (1) 民生委員協議会の組織活動の強化

民生委員の組織単位であり、活動の拠点である民生委員協議会を計画的に開催するとともに、その運営内容を改善し、活動の組織的推進を図る。

<説明> 全国13万の民生委員が構成する約8,000の単位民生委員協議会(以下「民協」という)こそ委員一人一人の活動のよりどころである。この民協の運営内容の適否が委員の活動を左右し、その消長を決定するものであり、委員の個人的、地域的格差も民協の運営如何によって生ずるといってもよい。よって委員活動の低調なるものがあるとすれば、速やかに、その属する民協の運営内容を改善しなければならない。民協を毎月定期的、計画的にひらき、運営と内容を充実させ、これを委員の資質向上、意識の統一、親睦融和の場とし、すべての委員活動が民協を拠点として、集团的、組織的に推進されるような全力を傾注する。また民協の運営と育成の責任は一に総務の双肩にかかっている。よって総務の責任を適任者中心に行うとともに、その職責をまっとうするために総務自らが研鑽と実践につとめる。

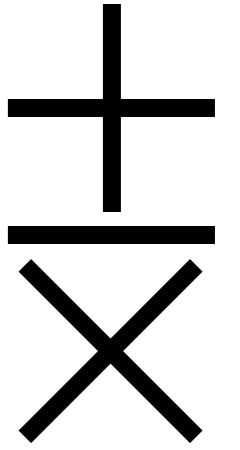
出典: 全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員連合会, 民生委員制度百年通史(第2分冊), 2019

## 実践活動の深化のための「理念」「知識」「技術」

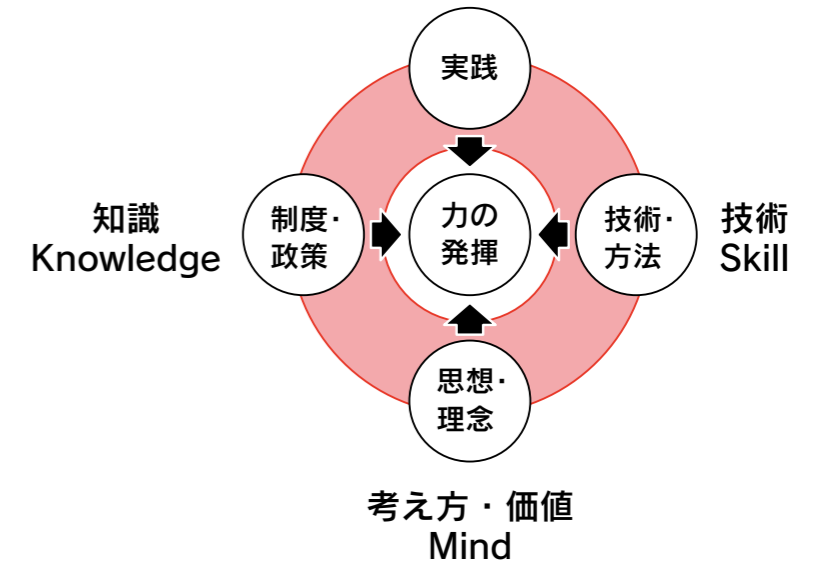
沖縄県民生委員活動活性化事業のアドバイザーとして、モデル市町村等への支援を行ってきた私も「単位民児協を支える人々」の一人ですが、どの単位民児協への支援においても、支え方の展開には以下の共通点があります。

- + (足し算): 委員個々の実践活動を持ち寄り、
- (引き算): 住民が抱える不安や課題を小さくすることを目標に
- × (掛け算): 関係機関の強みを掛け合わせて対応に当たる。
- ÷ (割り算): 民児協に関わる全ての人や機関が本心を語り合うことが重要。
- ※「支」は「+」「-」「×」の3字の組み合わせで構成されています。

ただし、これらの展開を行う上では、「民生委員とは何者か」「民生委員協議会とは何者か」など、基本的な理念の理解と実践活動が不可欠です。自分が何者なのかわからないまま(数字でいえば「0」の状態)では、関係機関と掛け算をしても「0」になってしまいます。また、関係機関を含め、単位民児協に関わる全ての人や機関が支援に必要な制度・政策を知らない場合や説明できない状態である場合など(数字でいえば「0」の状態)も数式が完成されません。



民生委員の活動や訪問実績は先述した通りですが、こうした日々の実践活動を継続する中で活動の理念を明確に維持し、支援に必要な技術・方法を駆使し、制度・政策を味方にしながら、専門職や住民の協力のもとに更なる実践活動を繰り返していくことが大切です。民生委員の実践活動の深化は、地域福祉の推進と住民の安心を築くことにつながるものと思います。



上野谷加代子(2017), 民生委員制度創設100周年記念北海道民生委員児童委員大会特別講演資料に篠原加筆

## 「たすけられ上手」を目指して

近年では子どもへの虐待、ホームレス、アルコール依存症などの薬物依存や刑余者への支援、青年や壮年層のひきこもり、いわゆる8050問題など、“地域社会からの孤立”が社会問題化する中、福祉専門機関や専門職でさえも支援が困難な住民が発生しています。これからの民生委員活動について、全国民生委員児童委員連盟100周年事業委員会が委員を務めた、同志社大学社会福祉学部の上野谷加代子教授は『「たすけ上手・たすけられ上手」をこれからの民生委員児童委員活動のモットーにしてください』と講演されています。「単位民児協を支える人々」は100年超の歴史の重みを受け止め、民生委員が守ってきた価値と時代にあった技術と知識の習得を、民生委員の皆様は「単位民児協を支える人々」を積極的に受け入れ、民児協機能の強化に取り組む「たすけられ上手」を目指していただければ幸いです。

# 民生委員・児童委員等に対する沖縄県の支援

沖縄県においては、民生委員の円滑な活動に資するための補助金等を市町村や県民児協（県社協）に交付しています。また、民生委員の活動に要する費用を民生委員へ支給しています。

## （市町村へ交付）

- ①民生委員推薦会負担金  
市町村に設置される民生委員推薦会に要する費用（委員報酬等）

## （県民児協へ交付）

- ②地区民生委員児童委員協議会活動費補助金  
地区民児協が行う活動等に対して県社協が助成する費用等
- ③県民児協運営費  
全国民生委員児童委員連合会へ納付する分担金と全国社会福祉協議会へ納付する会費
- ④県民児協支援指導費  
地区民児協活動の推進を図るための指導支援とその他必要な費用（助成金、嘱託員人件費等）
- ⑤県民生委員児童委員大会開催事業費

## （民生委員へ支給）

- ⑥民生委員活動費  
民生委員が活動するうえで必要な交通費等の費用を各圏域の福祉事務所経由で民生委員へ支給

併せて、民生委員に対する研修、民生委員必携・民生委員手帳の配布も行っています

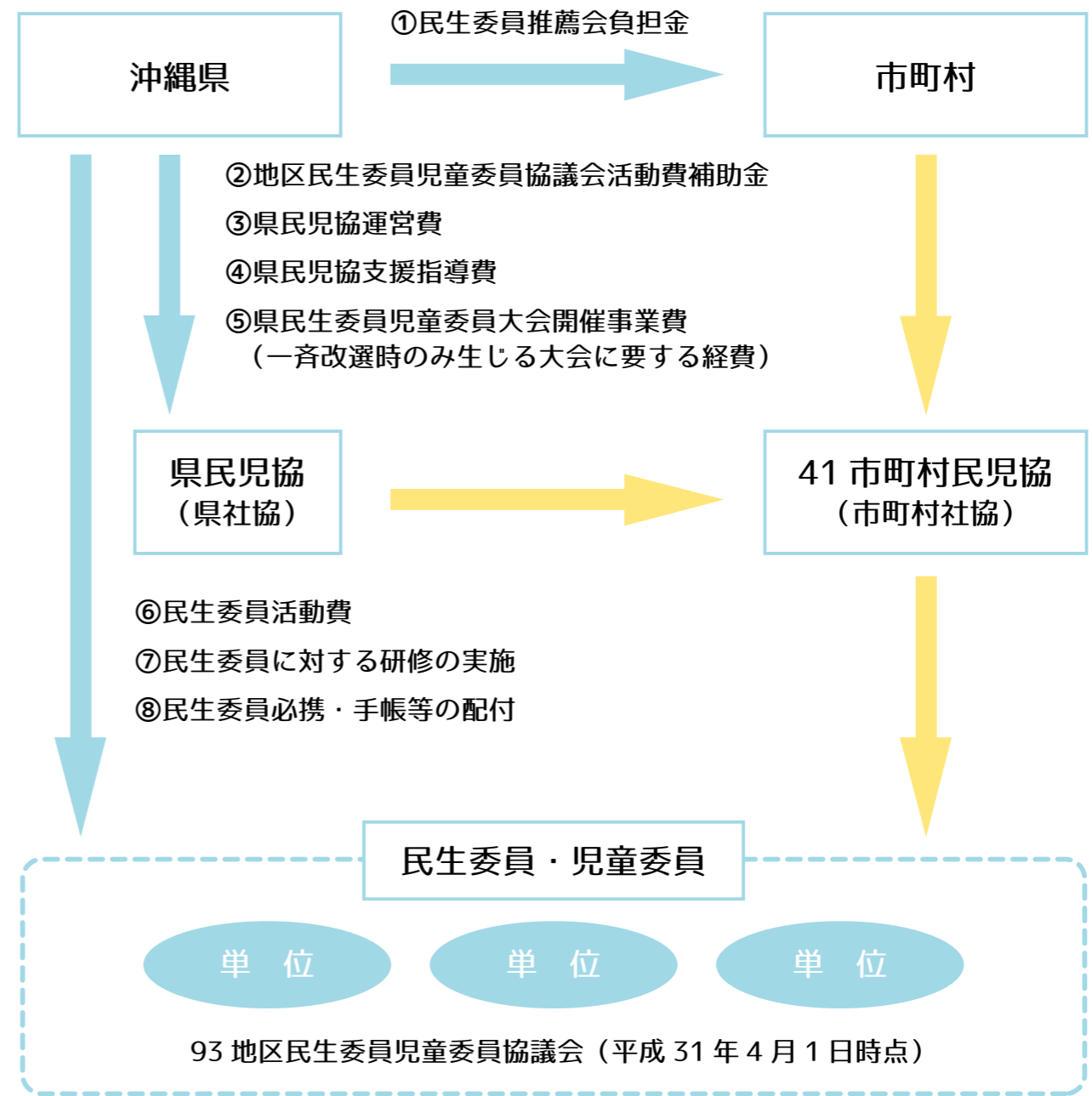
## ⑦民生委員に対する研修の実施

民生委員活動で求められるコミュニケーションの基本研修や事例検討など、活動していく上で必要な知識・技術の習得や課題解決等に向けた研修（民児協会長研修、中堅研修、新任研修等）を人材研修センターに委託して実施

## ⑧民生委員必携・民生委員手帳の配付

民生委員の基礎知識、福祉施策の動きと関係機関等との連携、地域共生社会の実現に向けた取組や民生委員をとりまく現状と課題などについてまとめられた資料の配布

## ▼沖縄県の支援フロー図



※①から⑥は活動費などの支援 ⑦、⑧は研修等の支援

※矢印の説明

- 沖縄県から各関係機関への支援
- 各関係機関からの各種支援（県からの間接的な支援を含む）

## 民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号) 全文

- 第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。
- 第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 第三条 民生委員は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の区域にこれを置く。
- 第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の意見をきいて、これを定める。
- 第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴いてこれを行う。
- 第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会(特別区の議会を含む。以下同じ。)の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。
- 第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。
- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。
- 一 市町村の議会の議員
  - 二 民生委員
  - 三 社会福祉事業の実施に関係のある者
  - 四 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
  - 五 教育に関係のある者
  - 六 関係行政機関の職員
  - 七 学識経験のある者
- 3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 第九条 削除
- 第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。
- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
  - 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たつては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。
- 第十二条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。
- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
- 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。
- 第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。
- 第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。
- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
  - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。

- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- 第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。
- 第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。
- 第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。
- 第十九条 削除
- 第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。
- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

- 第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。
- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  - 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  - 四 必要な資料及び情報を集めること。
  - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
  - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。
- 第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。
- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。
- 第二十七条 削除
- 第二十八条 国庫は、第26条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。
- 第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下本条中「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下本条中「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下本条中「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
- 第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

― 出典元:厚生労働省HP『民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号)全文』より ―



## 児童福祉法(昭和22年12月12日)(法律第164号)-抜粋-

- 第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。  
 (2) 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。  
 (3) 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。  
 (4) 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。
- 第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。  
 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。  
 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。  
 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。  
 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。  
 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。  
 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。  
 (2) 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。  
 (3) 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。  
 (4) 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- 第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。  
 (2) 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。  
 (3) 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。  
 (4) 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

-出典元：厚生労働省HP『児童福祉法(昭和22年12月12日)(法律第164号)-抜粋-』より-

## 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

こうした民生委員・児童委員の活動には、以下の7つのはたらきがあります。

### 1. 社会調査

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

### 2. 相談

地域住民が抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。

### 3. 情報提供

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

### 4. 連絡通報

住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。

### 5. 調整

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。

### 6. 生活支援

住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくっていきます。

### 7. 意見具申

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起します。

-出典元：全国民生委員児童委員連合会 HPより-

# 平成31年度 沖縄県民生委員活動活性化事業 専門部会(編集委員会)関係者名簿

\*所属・役職は令和元年11月現在のもの  
(敬称略・五十音順)

## 【委員】

川井 義喜	豊見城市民生委員児童委員連合会 会長
金城 悟	豊見城市 福祉健康部 社会福祉課 課長
藏當 博文	沖縄県民生委員児童委員協議会 会長
島村 聡	沖縄大学 福祉文化学科 准教授 / 地域研究所 所長
下地 大輔	北中城村民生委員児童委員協議会 事務局
西平 朝二	読谷村民生委員児童委員協議会連合会 会長
比嘉 大和	読谷村民生委員児童委員協議会連合会 事務局
與儀 あき	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 民生部 副部長

## 【アドバイザー】

金井 敏	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 教授
篠原 辰二	一般社団法人 Wellbe Design 理事長

## 【沖縄県】

大神 史朗	沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 地域福祉推進班 班長
新垣 寿	沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 地域福祉推進班 主査
平田 愛	沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課 地域福祉推進班 主事

平成31年度沖縄県民生委員活動活性化事業  
単位民児協を支える人々のためのハンドブック  
-民生委員児童委員協議会をより活動しやすくするために-

令和2年3月

沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階(北側)  
TEL:098-866-2177 FAX:098-866-2569

